

研究成果展開事業

産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム

OPERA

Program on Open Innovation Platform with Enterprises, Research Institute and Academia

2019 年度

オープンイノベーション機構連携型 公募要領

1. 文部科学省が平成 30 年度より公募している「オープンイノベーション機構の整備事業」を持続的に機能させていくための基盤となる非競争領域の産学共同研究、博士課程学生等の人材育成及び産学連携システム改革を一体的に推進します。
2. 大学等と企業によるコンソーシアム型の連携による産学共同研究の提案を公募します。
3. 企業からの民間資金を活用したマッチングファンド形式の研究開発プログラムです。
4. 企業には、大学等における基礎研究の企画から参画し、研究開発費及び博士課程学生等の人件費等の拠出を通じた本格的な産学共同研究を推進していただきます。

(提案の内容)

1. 技術・システム革新シナリオ構想
2. 研究領域（研究開発課題の編成）
3. 共創コンソーシアム体制（幹事機関、領域統括、参画機関、運営方針等）
4. 民間資金計画

公募期間 2019 年 3 月 25 日（月）～5 月 23 日（木）

<https://www.jst.go.jp/opera/>



2019 年 3 月

お問合せ先

国立研究開発法人科学技術振興機構

イノベーション拠点推進部 共創プラットフォーム担当

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K' s 五番町

電話番号 : 03-6272-3816

e-mail : opera@jst.go.jp

産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム 公募のポイント

1. プログラムの趣旨・公募の狙い

- 「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」では、大学等と民間企業によるコンソーシアム型の連携により、非競争領域[※]の産学共同研究、博士課程学生等の人材育成及び産学連携システム改革を一体的に推進することで、「組織」対「組織」による本格的な産学連携を実現し、我が国のオープンイノベーションの本格的駆動を図ります。
- 企業からの民間資金を活用したマッチングファンド形式の研究開発プログラムです。企業には、大学等における基礎研究の企画から参画し、研究開発費及び博士課程学生等の人件費等の拠出を通じた本格的な産学共同研究を推進していただきます。
- 大学等及び民間企業はプラットフォームを担う「共創コンソーシアム」を形成し、研究開発を推進します。
- 革新的技術によるイノベーションの担い手となる人材の育成をはかるため、学生や若手研究者を含む多様な人材の参加を推奨します。また、博士課程学生等の人材育成においては、文部科学省の「卓越大学院プログラム」との連携も視野に入れた人材育成システムを構築することが期待されています。
- 本プログラムは、「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）における「2025 年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額を 2014 年の水準の 3 倍とする」という政府目標の達成に向け、マッチングファンドを活用した産学共同研究を推進するほか、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議事務局）に基づく大学等の産学連携システム改革を加速するためのプログラムとしても位置づけられています。
- 本公募要項で募集するオープンイノベーション機構連携型においては、文部科学省が平成 30 年度より公募している「オープンイノベーション機構の整備事業」を持続的に機能させていくための基盤となる非競争領域の産学共同研究、博士課程学生等の人材育成及び産学連携システム改革を一体的に推進します。
 - ※ 非競争領域（pre-competitive stage） 学術論文の発表が可能で、大学等や複数の民間企業において研究開発成果に関する情報の共有が可能な基礎的・基盤的研究領域。

2. 提案対象

- 「オープンイノベーション機構の整備事業」に 2018 年度に採択された大学、または 2019 年度に応募する大学及び民間企業 3 社以上の連名による申請。

3. 研究領域・共創コンソーシアムあたりの支援規模

- 民間企業が拠出する民間資金と、JST の委託研究開発費によるマッチングファンドにより研究開発を推進します。JST の委託研究開発費は以下のとおりです。
 - 採択年度：90 百万円程度（間接経費含む）／年・件
 - 2 年度目以降：100 百万円程度（間接経費含む）／年度・件 ※政府予算の成立を前提とします。
- JST の委託研究開発費は、「研究開発費」と「調査推進費」の合計額となります。
 - 研究開発費：採択年度は 80 百万円、2 年度目以降は 90 百万円／年度を上限として、民間資金と同額までを支援します。
 - 調査推進費：技術・システム革新シナリオの最適化、非競争領域における詳細な研究開発の企画、民間資金の管理、成果の取扱い等、共創コンソーシアムの活動を推進する経費として 10 百万円／年度を支援します。
- 支援期間：5 年度

4. スケジュール ※日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。

- 公募開始 2019 年 3 月 25 日 (月)
- 公募終了 2019 年 5 月 23 日 (木)
- 選考結果の通知 2019 年 9 月
- 研究開発の開始 2019 年 10 月以降

目次

第1章 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムの概要	1
1. 目的	1
2. 2019年度の公募について	1
3. プラットフォームにおける活動面の要素	2
3-1. 技術・システム革新シナリオ	2
(1) シナリオの構成	2
(2) シナリオの検証	3
3-2. 研究領域	3
3-3. 運営体制（共創コンソーシアム）	3
(1) 共創コンソーシアムの構成と役割	3
(2) 共創コンソーシアムの体制	4
(3) 共創コンソーシアムの活動の推進	5
3-4. マッチングファンド形式による研究開発の推進	7
(1) 民間資金の定義	7
(2) 民間資金の規模	8
(3) プロジェクト開始後2年度目までの民間資金総額の計算方法	8
(4) プロジェクト実施期間を通じた民間資金の受入れ	8
(5) 民間資金の管理	9
3-5. プラットフォーム成長に向けた目標設定	9
4. 本プログラム全体のガバナンスの仕組み（産学共創プラットフォーム推進委員会）	9
第2章 公募の概要	10
1. 支援の内容	10
(1) 研究領域・共創コンソーシアムによる活動の支援	10
(2) JSTから支出する委託研究開発費について	11
(3) JSTから支出する委託研究開発費の費目について	11
2. 公募の内容	13
(1) 採択予定数	13
(2) 提案の対象となる機関	13
(3) 提案者	13
(4) 提案の方法	13
(5) 提案書類の提出期限	13
(6) 提出にあたっての注意事項	14
(7) 医療分野の公募について	14
3. 提案書の記載について	15
4. 審査の方法及びスケジュール	15
(1) 審査の方法	15
(2) 審査の手順	15
(3) 審査の観点	16
(4) 利益相反マネジメントの実施	17
(5) 結果の通知等	19
(6) オープンイノベーション機構の整備事業の応募・審査状況の開示	19
(7) 卓越大学院プログラムの応募・審査状況の開示	19
(8) プロジェクト実施計画書の策定	19

(9) スケジュール	19
第3章 採択後の責務等	20
1. プロジェクトの実施	20
2. 領域統括等の責務等	20
(1) プロジェクトのマネジメント	20
(2) プロジェクト内の予算配分	20
(3) プロジェクトの評価等への対応	20
(4) 情報共有の推進	20
3. 大学等の責務等	21
(1) 委託研究開発契約の締結	21
(2) 経理管理、実施報告	21
(3) 取得物品の帰属	21
(4) 調査への協力	21
4. 民間資金の管理	21
5. 知的財産権の帰属等	22
6. 研究開発の成果等の発表	22
7. プロジェクトのホームページ開設について	22
第4章 応募にあたっての留意点	23
1. 研究倫理に関する誓約について	23
2. 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について	23
3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置	25
(1) 不合理な重複に対する措置	25
(2) 過度の集中に対する措置	25
(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供	25
4. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	26
5. 不正使用及び不正受給への対応	26
6. 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	27
7. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく 体制整備について	28
8. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体 制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	28
9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備 について	29
10. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状 況に係るチェックリストの提出について	29
11. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究 活動における不正行為に対する措置について	29
12. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	31
13. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について	31
(1) 採択された研究者の責務など	31
(2) 研究機関の責務等	32
14. 関係法令等に違反した場合の措置	32
15. 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	32
16. 繰越について	32
17. 府省共通経費取扱区分表について	32
18. 費目間流用について	33
19. 年度末までの研究期間の確保について	33

20. 研究設備・機器の共用促進について	33
21. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について	34
22. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	34
23. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	34
24. 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い	35
25. 人権及び利益保護への配慮	36
26. e-Rad 上の課題等の情報及び個人情報の取扱い	36
(1) e-Rad 上の課題等の情報の管理について	36
(2) 個人情報の管理について	36
27. バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	36
28. 社会との対話・協働の推進について	37
29. オープンアクセス及びデータマネジメントプランについて	37
30. 研究者情報の researchmap への登録について	38
補足1. エフォートの考え方	39
補足2. 府省共通経費取扱区分表について	40
第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の具体的な操作方法と注意事項等	
.....	43
1. e-Rad について	43
2. e-Rad を利用した提案書類の提出について	43
3. e-Rad の使用に当たっての留意事項	43
(1) e-Rad の操作方法	43
(2) システムの利用可能時間帯	43
(3) 幹事機関の登録	43
(4) 研究者情報の登録	44
4. システムを利用した申請の流れ	45
5. e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先	46
6. 提案書類提出・作成時の注意事項	46
7. e-Rad の具体的な操作方法と注意事項	47
(1) e-Rad 利用時の注意点【重要】（必ずお読みください。）	47
(2) 操作説明	47
(3) 応募情報状況確認	58
8. e-Rad からの内閣府への情報提供等	59
■ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	60
■ 公正な研究活動を目指して	61
■ ダイバーシティの推進について	62
Q&A	63
Q1. 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。	63
Q2. 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。	63
Q3. 本公募に複数提案することは可能ですか。	63
Q4. オープンイノベーション機構連携型と共創プラットフォーム育成型の両方に提案することは可能ですか。	63
Q5. 応募の際に、幹事機関以外の参画機関の承諾書が必要ですか。	63

Q6. 提案書表紙（様式 1）への全ての機関の押印が、機関内での決裁手続きに時間を要する等の理由で公募締切日に間に合わない場合は、複数枚に分けての押印及び提出となっても良いでしょうか。	63
Q7. 海外機関は、幹事機関になれますか。	63
Q8. 海外機関（大学等、民間企業）の参画は可能ですか。	63
Q9. プロジェクト実施期間中に定年退職を迎える場合でも、領域統括になれますか。	64
Q10. 外国籍を有する研究者を領域統括にすることはできますか。	64
Q11. 民間企業はいつまでに 6 社以上参加すれば良いでしょうか。	64
Q12. シナリオについて民間企業と共同研究を行いたいのですが、シナリオ自体を研究開発課題に設定し、マッチングファンドを申請することは可能ですか。	64
Q13. 「OI 機構連携型の研究領域の内容が、オープンイノベーション機構との連携会議などを通じて情報交換等をすることで、相互の研究開発計画の改善等に資することが期待される内容となっている」という記載について、相互の研究開発計画の改善等に資することが期待されるとはどういう意味ですか？	64
Q14. 「共創コンソーシアムが受入れる民間資金の総額は 1 年度当たり 60 百万円程度（間接経費を含む以上）であることを要件」とありますが、初年度（採択年度）においては、プロジェクト開始時期に応じた民間資金額の拠出とすることは可能ですか。	64
Q15. 本プログラム採択以前に進行中であった共同研究の枠組みを、プロジェクトにおける研究開発課題として提案することは可能ですか。	64
Q16. すでに民間企業と共同研究契約を結んでいる場合は、マッチングファンドの対象になりますか。	65
Q17. 他の競争的資金制度等に、今回の提案内容と同様の内容で提案している場合、本プログラムに提案することはできますか。	65
Q18. 提案書表紙に記名・押印する代表者は、学長や社長である必要はありますか。	65
Q19. 提案書類の受領書はもらえますか。	65
Q20. 提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいですか。	65
Q21. 提案書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいですか。	65
Q22. e-Rad による申請において、事務代表者、研究代表者は、どのような人になりますか。	65
Q23. e-Rad での申請は、研究者 ID で可能ですか。	66
Q24. 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできますか。	66
Q25. 個別研究開発課題の課題名や実施体制については公表されるのでしょうか。	66
Q26. 委託研究開発契約は参画する大学等と締結するとありますが、研究開発費が民間企業に直接支出されることはありますか。	66
Q27. 間接経費は、どのような使途に支出することができますか。	66
Q28. 大学等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は。	67
Q29. 直接経費として計上できない経費にはどのようなものがありますか。	68
Q30. 研究開発費を繰越して次年度に使用することはできますか。	68
Q31. 取得した設備等財産の所有権は、誰に帰属するのですか。	68
Q32. 新しく特許を取得する場合、JST は権利を持つのですか。	68
Q33. プロジェクト実施期間中、領域統括は移籍などの事由により所属機関が変更になった場合でもプロジェクトを継続できますか。	69
Q34. プロジェクト実施期間中、領域統括又は研究開発責任者を交代させることは可能ですか。	69
Q35. プロジェクトを途中で中止することはできますか。	69
Q36. プロジェクトの途中で、民間資金が不足する場合は、JST からの研究開発費も減額されますか。	69
Q37. 研究開発成果等についてどのような報告書を作成するのでしょうか。	69
Q38. 成果の発表とは、具体的にどのようなことをするのでしょうか。	69
Q39. 異業種とは、どのようなものになりますか。	70

Q40. サービス業とはどのような業種を指していますか。	70
提案書様式	71
(様式 1) 提案書表紙	72
(様式 2) 提案書【基本情報】	74
(様式 3) 提案書【技術・システム革新シナリオ構想】	77
(様式 4) 提案書【資金計画】	93
(様式 5) 提案書【領域統括データ】	95
(様式 6) 提案書【民間企業に関する情報】	96
(様式 7) 提案書【他事業の受給・申請状況】	97
(様式 8) 提案書【特許リスト・論文リスト】	99
(様式 9) 提案書【倫理面への配慮】	101
(様式 10) 提案書【特殊用語等の説明】	102
企業の業種表及び研究開発分野表	103

第1章 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムの概要

1. 目的

「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」（以下、「本プログラム」という。）は、大学等と民間企業※¹によるコンソーシアム型の連携により、非競争領域※²の産学共同研究、博士課程学生等の人材育成及び産学連携システム改革を一体的に推進することで、「組織」対「組織」による本格的な産学連携を実現し、我が国のオープンイノベーションの本格的駆動を図ることを目的とするものです。

また、本プログラムは「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）における「2025 年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額を 2014 年の水準の 3 倍とする」という政府目標の達成に向け、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）と民間企業の双方が拠出する研究開発資金（マッチングファンド）を活用した産学共同研究を推進するほか、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議事務局）（以下、「ガイドライン」という。）に基づく大学等の産学連携システム改革を加速するためのプログラムとしても位置づけられています。さらに、本プログラムで取り組む博士課程学生等の人材育成においては、文部科学省の「卓越大学院プログラム」との連携も視野に入れた人材育成システムを構築することが期待されています。

※1 大学等：

国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、国立研究開発法人、研究開発を行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）
民間企業：

企業（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）及びその他の大学等には含まれない法人

※2 非競争領域（pre-competitive stage）

学術論文の発表が可能で、大学等や複数の民間企業において研究開発成果に関する情報の共有が可能な基礎的・基盤的研究領域

○未来投資戦略 2018

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf

○産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380114.htm

2. 2019 年度の公募について

2018 年度からは「オープンイノベーション機構連携型」（以下、「OI 機構連携型」という。）と「共創プラットフォーム育成型」について公募しています。なお、本公募要領は OI 機構連携型について公募を行うものであり、共創プラットフォーム育成型については、別途公募しているものをご確認ください。

OI 機構連携型は、文部科学省が 2018 年度に公募を開始した「オープンイノベーション機構の整備事業」を持続的に機能させていくための基盤となる非競争領域の産学共同研究、博士課程学生等の人材育成及び産学連携システム改革を一体的に推進するものです。

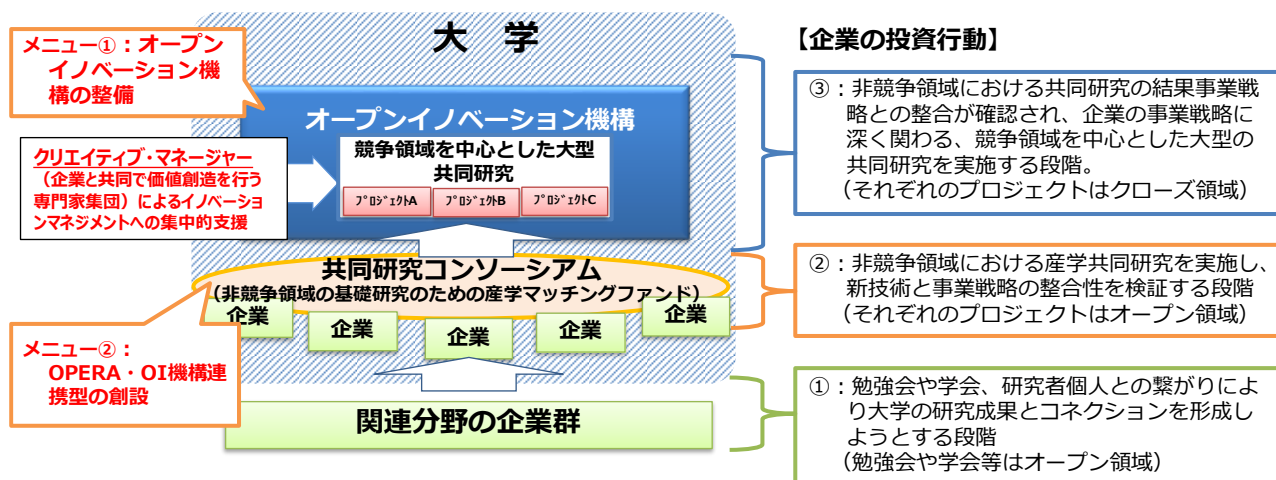
オープンイノベーション機構の整備事業においては、「組織」対「組織」による本格的な産学

連携を実施する上で必要となる高度なマネジメント体制を整備し自立的に運営していくため、オープンイノベーション機構が推進する競争領域の研究開発プロジェクトを持続的に創出する基盤づくりが必要となります。

OI 機構連携型では、非競争領域での研究開発成果を新たな競争領域の研究開発プロジェクトに発展させることで、オープンイノベーション機構と連携した「オープンイノベーション促進システム」を推進します。

○オープンイノベーション機構の整備事業：

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/openinnovation/index.htm



オープンイノベーション促進システム

3. プラットフォームにおける活動面の要素

3-1. 技術・システム革新シナリオ

OI 機構連携型では、幹事機関となる大学が設置したオープンイノベーション機構が推進する競争領域の研究開発プロジェクトのうちの一つ以上と研究内容において関連性がある非競争領域の研究領域を設定し、将来、新たな競争領域の研究開発プロジェクトを創出することを目指します。

なお、「研究内容における関連性がある」とは、OI 機構連携型の研究領域が、オープンイノベーション機構の研究開発プロジェクトにおける研究内容と関連があり、「第1章 3-3(2)」に述べるオープンイノベーション機構との連携会議などを通じて情報交換等することで、相互の研究開発計画の改善等に資することが期待されることを言います。

幹事機関となる大学は上記に関し、民間企業と協力して本プログラムで実施する研究開発の基本的な構想・計画である「技術・システム革新シナリオ」（以下、「シナリオ」という。）を作成していただきます。

(1) シナリオの構成

シナリオには以下の事項を全て盛り込んで作成いただきます。

- ① プロジェクト終了時まで、どのような競争領域の研究開発プロジェクトへと発展させるのか、その目標の設定。
- ② 設定した目標の達成に不可欠なキーテクノロジーの特定。
- ③ キーテクノロジーの確立に必要な技術的課題の特定及び技術的課題をどのように解

決・発展させていくか、具体的なアプローチ。

- ④ キーテクノロジーの確立の妨げとなる規制・制度面の障壁の特定及びそれら障壁をどのように解決していくか、具体的なアプローチ。

(2) シナリオの検証

- ① 本公募において採択候補となった場合、審査における「産学共創プラットフォーム推進委員会」からの意見等を反映する等によりシナリオを見直すとともに、プロジェクト開始に向けた最適化を行っていただきます。
- ② プロジェクト期間を通して、オープンイノベーション機構が推進する競争領域の研究開発プロジェクトの進捗状況や経済的・社会的状況の変化に応じたシナリオの変更及びこれに基づく研究領域の構成見直しについても柔軟に行っていただきます。

3-2. 研究領域

シナリオを実現するための研究領域を設定する上での要件は以下のとおりです。

- ① オープンイノベーション機構が推進する競争領域の研究開発プロジェクトの一つ以上と研究内容において関連性がある研究領域であること。
- ② 大学等と民間企業での個別の共同研究の関係者間で成果の共有を閉じるのではなく、大学等においては学術論文の発表が可能であるとともに、参画する民間企業の間においても一定のルールの下、成果の共有を可能とする非競争領域とすること。
- ③ キーテクノロジーの確立を目指す基礎的・基盤的かつ具体的な研究開発課題群により構成すること。

・研究開発課題の件数

オープンイノベーション機構が推進する競争領域の研究開発プロジェクトにつながる多様なキーテクノロジーの確立を目指すことから、3件以上の研究開発課題を設計することを要件とします。

・研究開発の多様性の確保

研究開発課題においては、できるかぎり多様性（異分野融合、異業種連携）を確保するため、研究領域全体で民間企業6社以上（異業種（例えば製造業とサービス業）を含む）が参画することを要件とします。

3-3. 運営体制（共創コンソーシアム）

研究領域における研究開発をより高度な産学のパートナーシップにより推進するため、研究領域に参画する大学等及び民間企業は、「共創コンソーシアム」を形成していただきます。

(1) 共創コンソーシアムの構成と役割

① 幹事機関

共創コンソーシアムを形成する大学等のうち、共創コンソーシアムの運営の中心的な役割を担う機関を幹事機関とします。幹事機関の要件と役割は次のとおりです。

- イ) 文部科学省のオープンイノベーション機構の整備事業に採択された大学であること。
なお、本プログラムの提案時においては、オープンイノベーション機構の整備事業に採択されているか又は応募している必要があります。

- ロ) 学生が在籍可能で博士の学位も取得可能な大学であること。
- ハ) 領域統括が所属する大学であること。
- ニ) 共創コンソーシアムの運営の中心的な役割を担うこと。
- ホ) 本公募における提案者となること。

② 領域統括

研究領域・共創コンソーシアムによる活動（プロジェクト）の責任者です。領域統括の要件と役割は次のとおりです。

- イ) 自ら研究開発を行う能力があること。
- ロ) プロジェクト実施期間中は日本国内に居住し、かつ、幹事機関に常勤として所属していること。
- ハ) プロジェクト全体の活動を統括し、以下の役割を担うこと。
 - ・研究領域のチーム編成、予算配分、研究開発課題の構成見直し等に関し、強い権限によりプロジェクトを牽引する。
 - ・シナリオの深い理解に基づき、学問的挑戦性と産業的革新性を併せ持つ異分野融合の研究領域の設計に関して中心的役割を果たす。
 - ・マネジメント体制の構築、運営方針の策定及び参画機関の調整等、共創コンソーシアムの運営において中心的役割を果たす。

③ 参画機関

幹事機関を含み、共創コンソーシアムに参画する大学等及び民間企業をいいます。大学等と JST は委託研究開発契約を締結します（「第2章 1.（1）②委託研究開発契約の締結」参照）。民間企業は「マッチングファンド形式」による研究開発資金を提供します（「第1章 3-4. マッチングファンド形式による研究開発の推進」参照）。

なお、参画機関は、民間企業6社以上（異業種を含む）を要件としますが、提案時には民間企業3社以上での提案を可とし、プロジェクト開始後、速やかに民間企業6社以上を確保していただきます。

（2）共創コンソーシアムの体制

共創コンソーシアムの適切な運営に必要と考えられる以下の体制を構築することを要件とします。なお、プロジェクト実施期間中における体制の変更は適宜可能です。

- ① 幹事機関におけるプロジェクト担当組織・協力組織（プロジェクトの全体管理）
オープンイノベーション機構は、競争領域を中心とした研究開発プロジェクトを実施する組織として位置づけられているため、本共創コンソーシアムのプロジェクト担当組織となることは想定していません。
- ② 研究開発戦略
- ③ 知的財産管理
- ④ 人材育成
- ⑤ 共創コンソーシアムの運営に関する重要な事項を協議するための協議会
参加メンバーは参画機関の代表者（当該機関のプロジェクト参画について、実質的な意思決定を行える者）により構成してください。
- ⑥ オープンイノベーション機構との連携会議
OI 機構連携型の研究開発成果をオープンイノベーション機構における競争領域の研究開

発プロジェクトに展開することを目指し、非競争領域と競争領域の整合性の確認など、オープンイノベーション促進システムにおける全体運営方針・体制を検討するため、オープンイノベーション機構との連携会議を設置していただきます。

⑦ その他の会議体

シナリオ、研究領域及び共創コンソーシアムの運営方針等について、参加者が所属機関の壁を越えて議論できる場を定期的に設定してください。

⑧ その他、運営に必要な体制

(3) 共創コンソーシアムの活動の推進

共創コンソーシアムの適切な運営に必要と考えられる以下の運営方針を策定し、実施することを要件とします。

本プログラムは、ガイドラインに基づく産学連携システム改革を加速するためのプログラムとしても位置づけられていることから、ガイドラインに基づく取組を積極的に実行してください。

① 機関連携・協力体制

大学等と民間企業が共同で異分野融合の研究開発を行うため、クロスアポイントメント制度を積極的に活用するなどにより、研究者の所属機関の壁を越えた柔軟なチーム編成が可能な仕組み（大学⇄産業界）を構築して下さい。クロスアポイントメントの活用にあたっては、ガイドライン「2.（4）（4-1）クロスアポイントメント制度の促進」を参考にしてください。

また、研究開発を効果的・効率的に行うため、大学等の間での協力体制を構築してください。

（例）

- ・組織横断的なチーム編成を可能とするクロスアポイントメント制度の導入等
- ・機関間連携（国際連携を含む）による人材集積の方策等
- ・研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用に必要な機関連携等

また、新たな民間企業及び大学等をプロジェクトに呼び込むためのプロモーション活動及び参画機関の中途脱退を想定した参画機関の管理方針を策定してください。

② 産学共同研究における費用負担の適正化・管理業務の高度化

民間企業に拠出を求める共同研究費については、ガイドライン「2.（2）（2-1）産学官連携における費用負担の適正化・業務管理の高度化」に基づき、共同研究のマネジメント力を高めていくことを前提として、共同研究に携わる教職員の人件費（人件費相当額を含む）や間接経費について、明確な根拠や考え方を示すことができる透明性の高い算定方法に基づいて積算し、費用負担の適正化を図ってください。

なお、提案時には、その具体的な算定方法（教職員及び学生等の人件費の算定方法や間接経費を含めた共同研究に必要な経費の算定方法など）を提案することを要件とします。

③ 知的財産の取扱い

ガイドライン「2.（3）（3-1）知的財産の活用に向けたマネジメント強化」に基づき、非競争領域・競争領域の研究開発特性を踏まえ、民間企業が参画することへの価値

を提供できる知的財産の取扱いルールを策定してください。

なお、提案時には、以下の事項を踏まえて参画機関で共有されている方針について提案することを要件とします。

イ) プロジェクト実施期間中の知的財産の取扱い方針

ロ) プロジェクト終了後の知的財産の取扱い方針

(例)

- ・フォアグラウンド IP（プロジェクトにより得られた知的財産権）の共創コンソーシアムにおける無償を含む低廉実施又は期間や範囲を定めた優先実施等のルール。
- ・不実施補償を求めないことを含む共有特許の柔軟な取扱いルール。
- ・バックグラウンド IP（プロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後に本プロジェクトとは関係なく取得した知的財産権）のプロジェクト実施期間中の無償実施等のルール。
- ・特許の帰属先（幹事機関への集約か参画企業との共有か等）と、それに応じたライセンス方法や、関連経費の負担方法についての選択肢。
- ・基本特許およびそれを中心とする特許群ごとに、展開先分野を切り分けてライセンスをする等の仕組み。
- ・共創コンソーシアムに参画する大学等の知的財産ポリシーの統一化と、各大学等自身の知的財産ポリシーとの整合性の確保。

④ 人材育成

学生をプロジェクトに参画させ、次世代のイノベーションの担い手として人材育成を行う仕組みを構築してください。特に、本プログラムは、将来、産業界で活躍する博士人材の育成に重点を置いていることから、以下の事項について取組んでいただきます。

イ) プロジェクト開始後1年以内に大学等が民間資金を用いて研究領域全体で6名以上の博士課程（後期）の学生をリサーチ・アシスタント（以下、「RA」という。）等として雇用することを要件し、下記の（例）に掲げるようなルールを整備することを要件とします。その際、ガイドライン「2.（3）（3-2-2-2）（大学における秘密情報管理における学生等の扱い）」及び「2.（3）（3-2-4）（学生発明等の取扱い）」を参考にしてください。

原則として社会人ではない博士課程（後期）の学生をRA等として雇用することを要件とします。

(例)

- ・学生を含む若手研究者が主体性をもって研究開発に参画し、学術論文等の発表を可能とすること。
- ・営業秘密管理や知的財産管理における研究者としての学生の扱い。
- ・優秀な学生等の参画を促すためのインセンティブ（格別な経済的報酬等）。
- ・就職先の自由度の確保 等。

(博士課程（後期）学生をRA等として雇用する際の留意点)

- ・博士課程（後期）学生については、少なくとも以下の例と遜色ない処遇を行うことによって優秀な学生を確保するため、学生の給与単価を年額では300万円程度、月額では25万円程度とすることを推奨します。
- ・具体的な資格要件、支給額・支給期間等については、大学等にてご判断いただき

ます。上記の基準以上又は以下での支給を制限するものではありません。

- ・奨学金や他制度における RA 等として既に給与等の支給を受けている学生は、当該制度及び所属する大学等にて支障がなく、かつ、他制度とは従事時間に基づく経費の按分が可能なが前提となりますが、複数の制度から受給することについて JST から制限を設けるものではありません。
- ・ JST の委託研究開発費から学生を雇用する経費を支出する場合においても上記の基準を準用してください。

(参考)

- ・ COI プログラムの RA の単価：月額 17 万円程度を推奨
- ・ 日本学術振興会特別研究員 (DC) の研究奨励費：月額 20 万円
- ・ 新卒研究員給与 (博士課程修了者) ※：月額 26.9 万円
- ・ 新卒技術者給与 (博士課程修了者) ※：月額 25.8 万円

※ 人事院平成 30 年職種別民間給与実態調査 表 3 初任給関係職種の職種別、地域別平均初任給月額より

- ロ) 文部科学省の「卓越大学院プログラム」等との連携を視野に入れるなどしつつ、博士課程 (後期) の学生がプロジェクトで担当する研究開発課題の成果をもとに学位論文の作成・発表を可能とするなど、学位プログラムと連動した教育上の配慮をすることが望まれます。そのような人材育成システム構築の構想がある場合は提案書に記載してください。

⑤ 活動状況の共有の仕組み

会議の定期開催やグループウェアの利用等により、共創コンソーシアムの活動状況等を参画機関が共有する仕組みを構築して下さい。

※ 以上のコンソーシアムの推進項目に関しては、大学等の既存の取組ではなく、新たな取組を対象に評価します。詳細については、「(提案様式 3) 4. 共創コンソーシアム」のそれぞれの項目に記載してください。

3-4. マッチングファンド形式による研究開発の推進

本プログラムでは、プロジェクト実施期間全体を通して、参画する民間企業にも研究開発資金 (以下、「民間資金」という。) の拠出を求める「マッチングファンド形式」により研究開発を推進します。

JST は、採択年度は 1 年度当たり 80 百万円、2 年度目以降は 1 年度当たり 90 百万円 (政府予算の成立を前提) の研究開発費 (間接経費を含む) を上限として、民間企業から拠出される民間資金と同額までを支援します。

(1) 民間資金の定義

「民間資金」とは、民間企業が共創コンソーシアムに拠出し、マッチングファンドとして計上する以下の共同研究費等 (間接経費含む) とします。

なお、オープンイノベーション機構において実施する競争領域の研究開発プロジェクトに計上する民間資金を重複して計上することはできません。

(例)

- ・共同研究費等（共同研究費、受託研究費、寄附金、コンソーシアム会費等を含む）
- ・研究開発に参画する学生及び研究員等の人件費

(2) 民間資金の規模

共創コンソーシアムが受け入れる民間資金（間接経費を含む）の総額は、1年度当たり60百万円以上であることを要件とします。

なお、本プログラムは大型の産学連携による共同研究を推進し、企業だけでは解決できない本質的な課題を大学等に取り込んで研究開発することを目指していることから、民間企業1社当たり10百万円程度（間接経費含む）の拠出を基本型とします。これによらない場合は、従来、大学等と民間企業で実施されていた共同研究1件当たりの研究費受入額※よりも高額となることを推奨します。

※ 「平成29年度 大学等における産学連携等実施状況について」（平成31年2月27日 文部科学省科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 大学技術移転推進室）

- ・民間企業との共同研究に伴う1件当たりの研究費受入額：2,389千円（29年度）

(3) プロジェクト開始後2年度目までの民間資金総額の計算方法

マッチングファンドとして計上できる民間資金は、上記(1)のとおりです。ただし、プロジェクト2年度目までは、一研究開発課題につき共同研究費等10百万円に上乗せする分に限って、民間企業からのリソース提供も民間資金額に計上することができます。

その際、計上できるリソース提供の合計金額は、共同研究費等の合計金額の50%を上限としますが、マッチングファンドとして計上する民間資金については、リソース提供よりも共同研究費等で計上することを推奨します。

(リソース提供の例)

- ・民間企業が必要に応じて大学等に拠出する設備、備品等
- ・民間企業が直接支出する研究開発の経費（物品費、人件費、旅費等）
- ・民間企業が直接支出する知的財産マネジメントに係る経費

(4) プロジェクト実施期間を通じた民間資金の受入れ

共創コンソーシアムは、プロジェクト実施期間全体を通して、マッチングファンドによるJSTからの研究開発費支出総額と同等以上の民間資金（リソース提供を除く）を受け入れることを要件とします。

従って、プロジェクト2年度目までにリソース提供を民間資金に計上した場合、プロジェクト3年度目以降、当該リソース提供分を加算した共同研究費等の受け入れが必要です。

【プロジェクト実施期間全体を通じた民間資金の受入計画（例）】

【単位：百万円】	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	合計
共同研究費等	60	80	90	105	105	440
リソース提供計上	20	10	-	-	-	30
民間資金総額	80	90	90	105	105	470
JST支出	80	90	90	90	90	440

(5) 民間資金の管理

民間資金は幹事機関の責任により適切に管理してください。

3-5. プラットフォーム成長に向けた目標設定

プロジェクト終了後において、オープンイノベーション機構と連携したオープンイノベーション促進システムを推進するための構想について提案していただきます。

4. 本プログラム全体のガバナンスの仕組み(産学共創プラットフォーム推進委員会)

JST は提案の審査、中間評価及び事後評価等、各種評価※の実施、研究開発計画変更時における審査並びに共創コンソーシアムの活動状況の把握及び助言等を行う「産学共創プラットフォーム推進委員会」(以下、「推進委員会」という。)を設置します。

推進委員会は、産業界を中心に事業化、研究開発、人材育成、知財マネジメント等幅広い知見を有する委員長及び委員により構成します。なお、本プログラムでは、委員長を競争的資金制度におけるプログラムオフィサーとします。

なお、なお、幹事機関がオープンイノベーション機構の整備事業において中止等の措置をされた場合は、本プログラムにおいても、推進委員会の判断に基づき中止等の措置を行います。

※ 提案の審査：本公募における提案内容の審査を実施します。

中間評価：原則としてプロジェクト開始後3年度目に中間評価を実施します。

事後評価：プロジェクト終了時に事後評価を実施します。

また、委員長の求めに応じて必要な評価を実施します。

第2章 公募の概要

1. 支援の内容

(1) 研究領域・共創コンソーシアムによる活動の支援

① 本プログラムの管理・運営

JST は、プロジェクトが所期の目的を達成するため、推進委員会の下、各プロジェクトの進捗状況等について調査等（現地調査を含む）を行い、プロジェクトに対して必要な協力・支援等及び全プロジェクトの共通課題・横断的事項への対応を行います。

② 委託研究開発契約の締結

イ) JST は、以下の条件を満たすことを前提に、参画する各大学等と個別に「委託研究開発契約」を締結します。

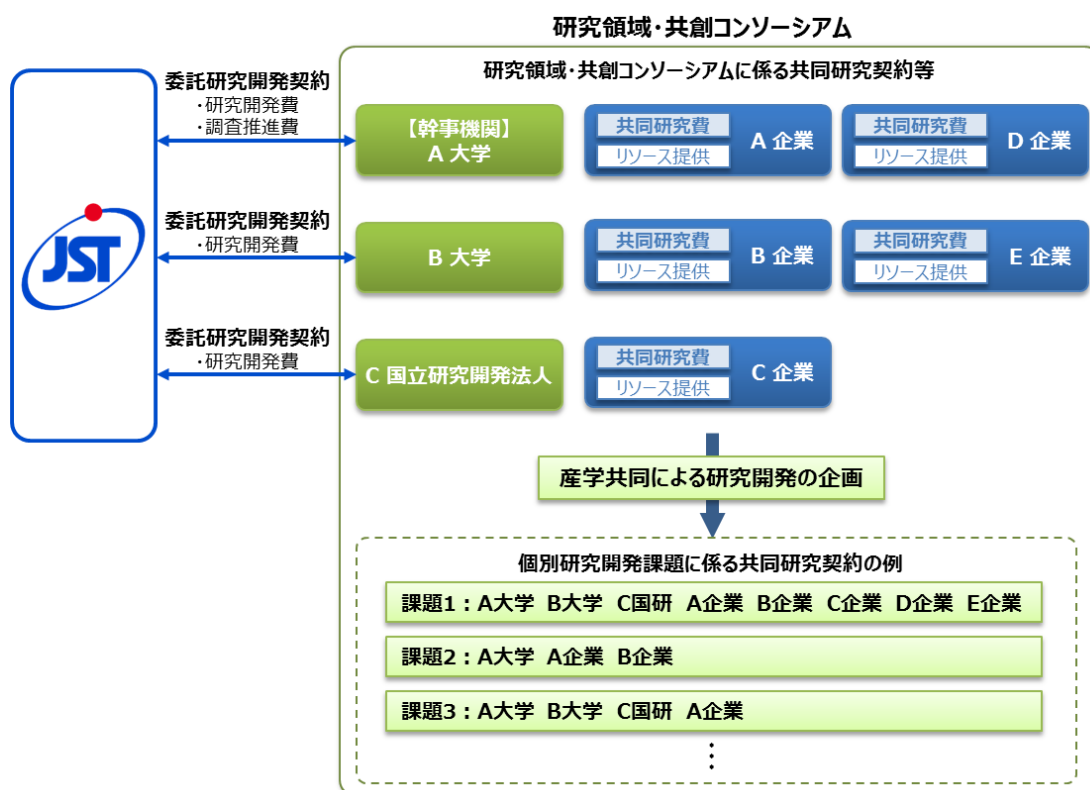
- ・ 共創コンソーシアムにおいて、参画する大学等及び民間企業の間で共同研究契約等※が締結されること。
- ・ 共創コンソーシアムに参画する民間企業が、大学等との共同研究契約等に基づき、マッチングファンド形式により民間資金を拠出すること。

※ 参画機関間でのプロジェクトの実施に関する契約・覚書等であれば、契約方式は各共創コンソーシアムの判断にお任せします。

※ 大学等と民間企業が締結した共同研究契約等については、プロジェクト開始後 3 ヶ月以内を目処に、そのコピーを JST に提出していただきます。提出していただいたコピーは JST 内で管理し、非公開とします。

- ロ) 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「第3章 3. 大学等の責務等」をご参照ください。
- ハ) 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

図1 研究領域・共創コンソーシアム関係図



- ③ 支援期間
5 年度

（2）JST から支出する委託研究開発費について

JST が支出する委託研究開発費は、研究開発費及び調査推進費※における直接経費及び間接経費（直接経費の30%を上限として算出した額）の総額となります。

提案にあたっては、プロジェクト実施期間中における委託研究開発費の所要額（概算）を算出して提案書に記載していただきますが、実際に JST が支出する委託研究開発費は、審査の結果等に基づき、調整させていただくことがありますので予めご了承ください。

また、プロジェクト実施期間中、研究開発の進捗状況、共創コンソーシアムの活動状況及び中間評価結果等を踏まえ、推進委員会等の判断により委託研究開発費の調整を行うことがありますので予めご了承ください。

※ 研究開発費：採択年度は1年度当たり80百万円、2年度目以降は1年度当たり90百万円（政府予算の成立を前提）を上限として、民間企業から共創コンソーシアムに拠出される民間資金総額と同額までを支援します。

調査推進費：シナリオの最適化、非競争領域における詳細な研究開発の企画、民間資金の管理、成果の取扱い等共創コンソーシアムの活動推進に関する経費として、原則として幹事機関に対し、1年度当たり10百万円程度を支援します。

（3）JST から支出する委託研究開発費の費目について

本プログラムでは、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表（「第4章 17. 府省共通経費取扱区分表について」参照）に基づき、以下のように費目を設定しています。

① 直接経費

プロジェクトの実施に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

イ) 物品費

- ・新たに設備※・備品・消耗品等を購入するための経費。

ロ) 人件費・謝金

- ・プロジェクトに参画する研究者・研究員・技術員・研究補助員等（以下、「研究者等」という。）であって研究開発計画書に記載されている者の人件費。ただし、大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。
- ・研究員等の雇用には、若手の博士研究員のキャリアパス支援についてご注意ください。詳細は、「第4章 2 1. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について」をご確認ください。
- ・プロジェクトの実施に直接必要な招待講演等により外部専門家に支払う謝金。
- ・調査推進費から、共創コンソーシアムの知財管理・契約管理や民間資金の受入促進活動等を行うために必要な人件費を支出することはできません。ただし、シナリオの最適化や非競争領域における詳細な研究開発の企画等に関する人件費は、事前に JST に相談の上、妥当な理由がある場合には支出可能です。
- ・人件費支出に関するその他の要件等は Q&A を確認ください。

ハ) 旅費

- ・プロジェクトの実施に直接必要な研究者等の旅費。
- ・プロジェクトの実施に直接必要な外部専門家の招聘旅費等。

ニ) その他

- ・プロジェクトの実施に直接必要な成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP 作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注製作費、検査業務費、特許関連経費、不課税取引等に係る消費税相当額など。

以下の経費は直接経費として支出できません。直接経費からの支出が適切であるか判断が困難な場合は JST へお問い合わせください。JST では一部の項目について委託研究開発契約書や事務処理説明書等により、委託研究開発費の支出について一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。

- ・プロジェクトの目的に合致しないもの。
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの。

なお、研究開発を目的とした再委託は原則禁止です（研究開発要素を含まない解析等の請負契約は可能です）。

※ 新たな研究設備・機器の購入にあたっては、研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている研究組織単位の研究設備・機器共用システム等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「第4章 2 0. 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。

② 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の30%が措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成26年5月29日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

○ 特許関連経費の直接経費からの支出について

OPERA では、研究開発期間内に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等の出願にかかる経費）について、直接経費からの費用計上を可能としています。

特許関連経費を直接経費から計上する場合、研究機関は所定の様式により、原則として特許出願前までにJSTに申請を行い、JSTの承認を受ける必要があります。

なお、直接経費により出願した特許が研究開発期間内に成立しなかった場合、直接経費からの充当を可とするJSTからの回答書に基づき計上されている限りにおいて、支出済みの経費区分を修正する必要はなく、かつJSTから当該特許関連経費の返還は求めません。

2. 公募の内容

（1）採択予定数

2 研究領域・共創コンソーシアムを予定しています。

（2）提案の対象となる機関

幹事機関（「オープンイノベーション機構の整備事業」に2018年度に採択された大学、または2019年度に応募する大学）及び民間企業3社以上の連名により提案してください。

（3）提案者

幹事機関を提案者とします。

（4）提案の方法

本公募では、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）からの応募情報登録（提案書類のアップロード）が必要となります。e-Radの操作方法については「第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の具体的な操作方法と注意事項等」を参照してください。

【提案書様式の入手方法】

e-Radで受付中の公募一覧から、公募要領と提案書様式がダウンロード可能です。また、下記ホームページからもダウンロードできます。

本プログラム公募情報	https://www.jst.go.jp/opera/koubo.html
------------	---

（5）提案書類の提出期限

電子申請（e-Rad）：2019年5月23日（木）正午＜厳守＞

※提案書表紙（様式1）については、幹事機関、提案書に連名する民間企業の押印が必要です。原則として、上記提出期限までに押印版をPDF化にし、e-Radにて提出してください。押印版原本については、幹事機関にて保管してください。

なお、提出期限まで全ての参画機関の押印が困難な場合は、押印が済んだ分の提案書表紙のPDF版を提出期限までの提出に含めていただき、全ての機関からの押印を済ませたものは6月14日（金）までに下記メールアドレスに提出してください。その際に、下記JST共創プラットフォーム担当まで事前にご報告ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST） イノベーション拠点推進部 共創プラットフォーム担当 電話番号：03-6272-3816 e-mail：opera@jst.go.jp

（6）提出にあたっての注意事項

- ① e-Radによる申請について、締切間際はe-Radシステムが混雑し、大変時間がかかる場合がありますので、締切の数日前に余裕をもって申請して下さい。また、e-Radは提出締切時刻に自動的に公募を終了します。
- ② e-Radによる申請は幹事機関が行って下さい。
- ③ 申請にあたっては、必ず提案書に記載する全ての機関の了解を事前に得ておいてください。なお、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設置されている場合は、当該部門の了解も得ておいてください。
- ④ 提案書の作成にあたっては、様式の注釈を参考に簡潔かつ要領良く作成してください。
- ⑤ 提案書には下中央に通し頁番号を付けてください。
- ⑥ 提案書（様式1～10）は全て、e-Radにアップロードしてください（郵送、持参、FAX又は電子メールによる提出は受けられません）。誤って郵送された場合も受理しません。発送者への返却は行わず、JSTで廃棄いたします。
- ⑦ 必須としている提案書類に不足・不備がある場合は要件不備となり形式審査で不採択となることがあります。
- ⑧ 公募締切前においては、提出した提案書の修正が可能です。公募締切後、提出いただいた書類の返却、差替、追加、変更等には一切応じられません。なお、JSTは秘密保持については厳守いたします。
- ⑨ 提出された提案書類は審査にのみ使用します。提案書類の取扱いは「第4章 26. e-Rad上の課題等の情報及び個人情報の取扱い」を参照して下さい。
- ⑩ その他、注意事項は「第5章 6. 提案書類提出・作成時の注意事項」も参照して下さい。

（7）医療分野の公募について

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」という。）の設立に伴い、医療分野の研究開発及び医療分野の研究開発のための環境の整備は、AMEDが一元的に実施することとなりました。

そのため、本公募では、医療分野の研究開発に限定される提案は原則として募集の対象外となります。詳細は、AMEDホームページをご参照ください。

AMED ホームページ <https://www.amed.go.jp/>

3. 提案書の記載について

「第1章 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムの概要」を踏まえて、以下の提案書類を作成してください。具体的な記載要領は、各様式に青字で注釈・例示をしています。なお、提出時には青字及び様式中の注釈・例示は全て削除してください。

- (様式 1) 提案書表紙
- (様式 2) 提案書【基本情報】
- (様式 3) 提案書【技術・システム革新シナリオ構想】及び別紙
- (様式 4) 提案書【資金計画】
- (様式 5) 提案書【領域統括データ】
- (様式 6) 提案書【民間企業に関する情報】
- (様式 7) 提案書【他事業の受給・申請状況】
- (様式 8) 提案書【特許リスト・論文リスト】
- (様式 9) 提案書【倫理面への配慮】
- (様式 10) 提案書【特殊用語等の説明】

4. 審査の方法及びスケジュール

(1) 審査の方法

提案内容等については、形式審査、書面審査及び面接審査による審査を行います。審査の過程においては、提案者及び提案書に連名する機関（以下「提案者等」という。）に対し、提案内容等についての問い合わせを行う場合があります。

審査は推進委員会が行いますが、必要に応じて外部専門家の協力を得る場合があります。

また、審査は非公開で行われますが、提案者等との利害関係者は、当該提案の審査を担当しません。また、審査に携わる評価関係者は、一連の審査で取得した一切の情報を、評価関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられています。

なお、審査の経過は通知いたしません。また、お問い合わせにも応じられませんのでご了承ください。

(2) 審査の手順

審査は、次の手順により実施します。なお、OI 機構連携型は文部科学省のオープンイノベーション機構の整備事業に採択されることを要件としているため、オープンイノベーション機構の整備事業における審査状況を踏まえ、採択候補の絞り込みを行います。

① 形式審査

提案書類について、応募の要件（提案者の要件、提案内容の要件、必要な書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限等）を満たしているかについて審査します。

応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

なお、提案者の要件及び提案内容の要件は以下のとおりです。

(提案者の要件)

幹事機関の要件	第1章 3-3
領域統括の要件	第1章 3-3、第4章 2
参画大学等、民間企業の数・業種	第1章 3-2、3-3

(提案内容の要件)

シナリオの作成	第1章 3-1
研究領域の設定	第1章 3-2
研究開発課題の件数	第1章 3-2
共創コンソーシアムの体制	第1章 3-3 (2)
機関連携・協力体制の方針	第1章 3-3 (3) ①
産学共同研究における費用負担の適正化・管理業務の高度化	第1章 3-3 (3) ②
知的財産の取扱い方針	第1章 3-3 (3) ③
人材育成、RA等の雇用数	第1章 3-3 (3) ④
活動状況の共有の仕組み	第1章 3-3 (3) ⑤
民間資金の規模	第1章 3-4 (2) ~ (4)
プロジェクト終了後の取組	第1章 3-5
調査推進費の使途・人件費使用の制限	第2章 1 (2)、(3)

② 書類審査

オープンイノベーション機構の整備事業における審査状況を踏まえ、推進委員会にて書類審査を実施し、面接審査を実施する提案を選定します。

③ 面接審査

書類審査の結果及びオープンイノベーション機構の整備事業における審査状況を踏まえ、推進委員会にて面接審査を実施します。

面接審査の実施要領・日程等は提案者に改めてお知らせいたします。

④ 研究領域・共創コンソーシアム採択候補の選定

書類審査、面接審査及びオープンイノベーション機構の整備事業における審査結果を踏まえ、JSTは採択候補提案を選定します。

⑤ シナリオ及び研究開発計画等の調整

採択候補提案に関し、提案者と研究開発計画及び委託研究開発契約に係る採択条件の調整を行います。採択条件に合意できない場合は採択辞退とみなします。

⑥ 研究領域・共創コンソーシアムの決定

採択条件の合意が得られた研究領域・共創コンソーシアムをJSTが決定します。

(3) 審査の観点

審査（形式審査は除く）は、以下の観点に基づき総合的に実施します。

① シナリオ、研究領域及び個別研究開発課題の提案

- ・オープンイノベーション機構が推進する競争領域の研究開発プロジェクトの一つ以上と研究内容において関連性がある研究領域であること。
- ・どのような競争領域の研究開発プロジェクトに発展させるか、その目標の妥当性。

- ・ 設定した目標の達成に不可欠なキーテクノロジーを特定しているか。
- ・ 大学等と複数の民間企業が参画する非競争領域での研究開発課題が提案されているか。
- ② 目標・アプローチの妥当性
 - ・ キーテクノロジーの実現に向けた技術面、規制・制度面等の課題や、同課題の解決に向けたアプローチが具体的かつ明確であるか。
- ③ 産学共同での研究開発体制の妥当性
 - ・ 領域統括を中心として共創コンソーシアムが適切に形成されており、幹事機関の支援体制及び産学の役割分担が明確になっているか。
 - ・ 民間企業3社以上が参画しており、採択後に民間企業を6社以上（異業種を含む）確保できる見通しがあるか。
 - ・ 非競争領域・競争領域の研究開発特性を踏まえた知的財産の取扱方針が明確にされているか。
 - ・ 学生や若手研究者を含む多様な人材の参加を促す体制が提案されているか。その際、学位論文の作成・発表を可能とするなど学位プログラムと連動した人材育成システムの構築が望まれる。
 - ・ 研究領域全体で民間資金が60百万円以上あり、十分な民間資金を確保する計画となっているか。
- ④ プラットフォームの成長のための方策
 - ・ プロジェクト終了後において、オープンイノベーション機構と連携したオープンイノベーション促進システムを推進する構想は適切か。
- ⑤ 大学の運営方針と本プログラムとの整合性
 - ・ 提案内容が幹事機関となる大学等の中長期的な構想に位置付けられているか。

（4）利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

① 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わらないようにしています。

- a. 提案者等と親族関係にある者
- b. 提案者等と大学等において同一の学科、研究室等若しくは同一の民間企業の同一部門に所属している者
- c. 緊密な共同研究を行う者（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者等の研究開発課題の中での研究分担者など、提案者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- d. 提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- e. 提案者等の課題と直接的な競争関係にある者
- f. その他機構が利害関係と判断した場合

② 領域統括の利益相反マネジメント

領域統括が「領域統括に係る機関」をコンソーシアムの参画機関とする提案を行い、「領域統括に係る機関」からの研究開発費をマッチングファンドとして申請することは、領域統括の利益相反に該当する可能性があります。従って、領域統括と「領域統括に係る

る機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「領域統括に係る機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の参画機関をいいます。なお、a 及び b については領域統括のみではなく、領域統括の配偶者及び一親等内の親族（以下、「領域統括等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 領域統括等の研究開発成果を基に設立した機関。
（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 領域統括等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 領域統括が株式を保有している機関。
- d. 領域統括が実施料収入を得ている機関。

「領域統括に係る機関」を参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から推進委員会にて審議します。

そのため、「領域統括に係る機関」を参画機関とする場合、「(様式2) 提案書【基本情報】」にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、領域統括の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

③ JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）が本事業で採択するコンソーシアムに参画する際に、研究開発費をマッチングファンドとして申請することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業がコンソーシアムに参画する必要性、合理性、妥当性等について推進委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、「(様式2) 提案書【基本情報】」にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時時点で JST から出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

(5) 結果の通知等

- ① 全ての提案について結果の通知を行います。
- ② 採択した研究領域・共創コンソーシアムについては、研究領域名、領域統括の氏名・所属機関名・役職、幹事機関名、参画機関名、プロジェクトの概要をJSTのホームページ等で公表します。不採択の場合は、提案内容の公表は一切行いません。

(6) オープンイノベーション機構の整備事業の応募・審査状況の開示

OI機構連携型は文部科学省のオープンイノベーション機構の整備事業に採択されることを要件としているため、提案者はJSTからの求めに応じて、オープンイノベーション機構の整備事業への応募及び審査の状況について開示することに同意するものとします。

(7) 卓越大学院プログラムの応募・審査状況の開示

文部科学省の卓越大学院プログラムとの連携について確認するため、提案者はJSTからの求めに応じて、卓越大学院プログラムへの応募及び審査の状況について開示することに同意するものとします。

(8) プロジェクト実施計画書の策定

- ① 採択した研究領域・共創コンソーシアムについては、提案書において「調整中」「予定」としていた内容等を精査・更新するとともに、採択条件等を反映した「プロジェクト実施計画書」を作成していただきます。
- ② プロジェクト実施計画書は、推進委員会委員長の承認を経て決定し、JSTは各大学等と個別に委託研究開発契約を締結します。

(9) スケジュール

○公募開始	2019年3月25日（月）
○公募終了	2019年5月23日（木） 電子申請（e-Rad）：正午＜厳守＞
○書類選考	2019年7月
○面接選考	2019年8月
○選考結果の通知	2019年9月以降
○研究開発の開始	2019年10月以降

※選考の日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。

第3章 採択後の責務等

1. プロジェクトの実施

プロジェクトに参画する大学等及び民間企業は、幹事機関を中心として「共創コンソーシアム」を形成していただきます。

プロジェクトの実施にあたっては、必要に応じて適宜研究開発計画、体制の見直しを行い、持続的な研究開発環境・研究開発体制・人材育成システムを持つプラットフォームの形成を目指して取り組んでいただきます。

また、プロジェクト終了後においても、オープンイノベーション機構と連携したオープンイノベーション促進システムを推進していただきます。

2. 領域統括等の責務等

領域統括、研究開発責任者、研究開発担当者及び共創コンソーシアム担当者※は、JSTの委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

※ 研究開発責任者：参画する大学等の代表者（幹事機関においては領域統括）

研究開発担当者：プロジェクトに参画する大学等の研究者等

共創コンソーシアム担当者：共創コンソーシアムの運営担当者

（1）プロジェクトのマネジメント

領域統括は、プロジェクト遂行上のマネジメント、成果の公表等及び体制の構築等プロジェクトの推進全般についての責任を持つ必要があります。特に、シナリオの作成、プロジェクト実施計画書の作成、各種承認申請書の提出及び定期的な報告書の提出等は、領域統括が行ってください。

特に、プロジェクト実施計画の大幅な変更（例えば参画企業の経営上の都合等により、研究開発プロジェクトの継続に困難が生じる事態が発生した場合等）は、領域統括は速やかにその旨をJSTに連絡してください。

（2）プロジェクト内の予算配分

領域統括は、プロジェクトを実施するにあたり、研究領域への定められた予算額内において、委託研究開発費の配分権限及び説明責任を持ちます。領域統括はオープンイノベーション促進システムの推進を目指して、機動的な予算配分を行ってください。

（3）プロジェクトの評価等への対応

推進委員会等は、中間評価等の結果に基づき、研究開発計画や共同研究体制の見直し等を領域統括に求めることがあります。評価結果によっては、研究開発計画の変更だけでなく、委託研究開発費の増額・減額や委託研究開発契約の中止を行うことがあります。

（4）情報共有の推進

研究開発の相乗効果を最大限引き出すために、共創コンソーシアム内での有用な知見・知的財産権などの情報共有が重要です。

領域統括は、設置する協議会等にて大学等や民間企業の担当者とともに、情報共有の方法（定

期的な連絡会等の開催、グループウェアの利用等）により、許容する情報共有の範囲、研究開発により得られた知的財産権の取扱等について協議し、共創コンソーシアム内の情報共有を推進する必要があります。

3. 大学等の責務等

大学等は、本プログラムが国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識するとともに、関係する国の法令等を遵守し、プロジェクトを適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為又は不適正な経理処理等を防止する措置を講じることが求められます。

(1) 委託研究開発契約の締結

JST は、大学等と個別に委託研究契約を締結します（「第2章 1. (1) ②委託研究開発契約の締結」参照）。委託研究開発契約を締結するにあたっては、関係する国の法令等の遵守はもとより JST の委託研究契約書に定める契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容（経費の積算を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択された研究領域・共創コンソーシアムであっても契約に至らない場合があります。

なお、国の政策や政府予算の制限等、やむを得ない事情が生じた場合には、JST は研究開発計画の変更又はプロジェクトの中止を求めることがあります。

(2) 経理管理、実施報告

大学等は、委託研究開発費の経理状況を常に把握するとともに、委託研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。また、本委託研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

また、委託研究開発契約に基づく各種報告書を適宜 JST に提出していただきます。これら各種報告書は幹事機関で取りまとめていただきます。

(3) 取得物品の帰属

JST が支出する委託研究開発費により大学等が取得した物品等については、大学等に帰属させることが可能です。

なお、これら物品等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

(4) 調査への協力

プロジェクト終了後、JST が実施する追跡調査（フォローアップ）等にご協力いただきます。その他、必要に応じて、プロジェクト実施期間中における進捗状況の調査にもご協力いただきます。

4. 民間資金の管理

幹事機関においては、共創コンソーシアムに提供される民間資金の管理を適切に行ってください。毎年度、半期毎に実績を JST へ報告していただきます。

民間企業は、プロジェクトについて自ら支出する経費に関する帳票類について、当該企業等の内部規定に基づいて保管してください。

5. 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール制度）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

なお、本プログラムにおいては、産学双方による研究開発を効果的・効率的に推進するシステム・体制等の整備状況（知的財産の取扱いルールや人材育成システム等）をプロジェクト実施における重要な評価項目の一つにしています。このため、領域統括は、民間企業及び大学等の協議を踏まえ、民間企業が参画することへの価値を提供できる具体的な知的財産の取扱いルールを策定していただきます（「第1章 3-3.（3）③ 知的財産の取扱い」参照）。

6. 研究開発の成果等の発表

本プログラムにより得られた成果は、知的財産の保護等、各共創コンソーシアムが定める運営方針にご留意いただいた上で、国内外の学協会、マスコミ等に広く公表し、プロジェクトで開発された試作品、製品等について説明・展示するスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、プロジェクト実施期間中及びプロジェクト終了後、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。

新聞、図書、雑誌又は論文等によって本プログラムで得られた成果を発表される場合は、JSTに事前にご連絡いただくとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

7. プロジェクトのホームページ開設について

情報公開や新たな民間企業及び大学等をプロジェクトに呼び込むためのプロモーション活動の一環等として、採択後速やかにプロジェクトのホームページ開設をお願いいたします。

第4章 応募にあたっての留意点

本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

なお、本章で対象とする研究機関は、本プログラムにおいては JST と委託研究開発契約を締結する大学等とします。

1. 研究倫理に関する誓約について

領域統括は、応募時に以下の項目に関して誓約していただきます（府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での個別項目にチェックを入れてください）。

- ① 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守することを誓約します。
 - ・ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm
- ② 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守することを誓約します。
 - ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm
- ③ 本提案が採択された場合、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約します。
- ④ 本提案に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約します。

2. 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について

領域統括は、研究倫理に関する教育プログラムを修了していることが応募要件です。修了していることが確認できない場合は、要件不備となりますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の①～②のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の具体的な操作方法と注意事項等」をご覧ください。

- ① 所属機関におけるプログラムを修了している場合
所属機関で実施している e-learning や研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム（eAPRIN（旧 CITI）を含む）を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

- ② 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

- a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

- b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下記ホームページより受講登録をしてください。

<https://eduprv.aprin.or.jp/jstshinsei.html>

受講登録及び受講にかかる所要時間は概ね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び修了証番号（修了年月日の右隣にある Ref #）を申告してください。

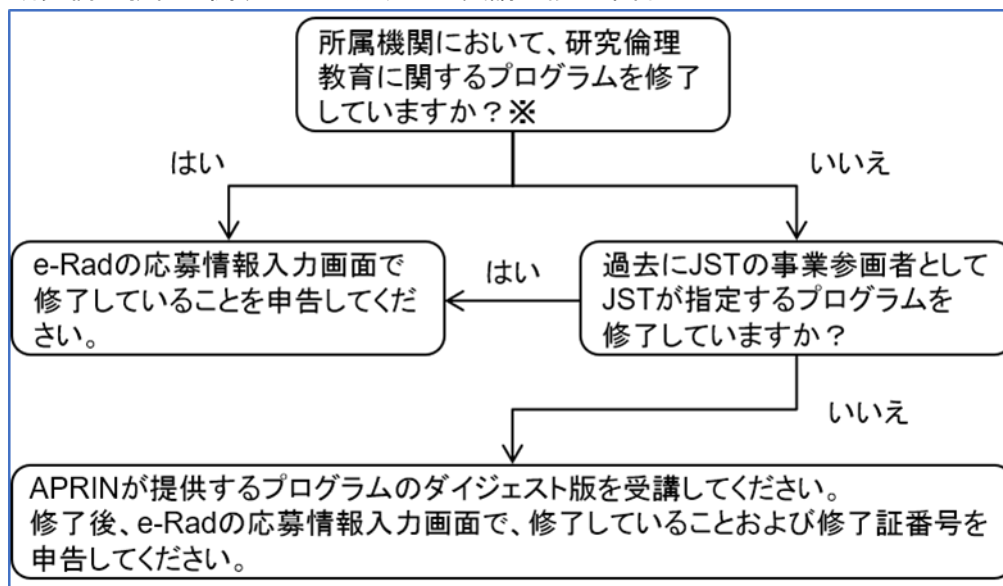
- ③ ②-b において、申請時点で受講・修了できなかった場合は、応募要件を満たさないことになりますので、公募終了日に間に合うよう速やかに受講・修了してください。

■eAPRIN（旧 CITI）の内容に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu[at]jst.go.jp ※[at]を @ に置き換えてください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお JST では、本プログラムに参画する研究者等について、「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了を義務づけております。

次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参画者に JST が指定する「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を修了している

場合を除きます)。

3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

(1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいいます。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。)の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」といいます。)を行うことがあります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」といいます。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないう程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間※に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します(補足1)。

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他の競争的資金制度等への申請段階（採択が決定していない段階）での本プログラムへの申請は差し支えありませんが、他の競争的資金制度等への申請内容、採択の結果によっては、本プログラムの審査の対象から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

申請者が、異なる課題名又は内容で他の競争的資金制度等において助成を受けている場合は、上記の重複申請の制限の対象とはなりませんが、審査においてエフォート等を考慮することとなりますのでご留意ください。

このため、他の競争的資金制度等で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は申請中の場合には「(様式7) 提案書【他事業の受給・申請状況】」にその内容を正確に記入してください。この記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分することがあります。

5. 不正使用及び不正受給への対応

本プログラムにおける研究開発費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究開発費の不正使用等が認められた場合の措置

① 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた研究機関について、委託研究開発契約の解除・変更を行い、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

② 申請及び参加^{※1} 資格の制限等の措置

本プログラムの研究開発費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」といいます。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、プログラム名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究開発年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規研究領域・共創コンソーシアムの提案、応募、申請を行うこと、研究開発担当者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究領域・共創コンソーシアム（継続課題）への研究開発責任者又は研究開発課題代表者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって本プログラムを行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※3
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者※1	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者※2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限する。

③ 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本プログラムへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、プログラム名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST においても原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（プログラム名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省ホームページにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を御参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

6. 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度[※]において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されてい

る期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度」について、2019 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2018 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※ 現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

7. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本プログラムの応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）※1 の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、下記のホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

8. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本プログラムの契約に当たり、大学等では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、研究開始（委託研究開発契約締結日）までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 30 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が主管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm）をご覧ください。

注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行って

いただくようお願いいたします。

9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本プログラムへの応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

10. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本プログラムの契約に当たり、大学等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合、研究開発実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、研究開始（委託研究開発契約締結日）までに、大学等から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に e-Rad を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が主管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm）をご覧ください。

注意：なお、提出には e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常2週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、e-Rad ホームページをご覧ください。<https://www.e-rad.go.jp/>

11. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

① 契約の解除等の措置

本プログラムの研究開発課題において、研究活動における特定不正行為（捏造、改ざん、

盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託研究開発契約の解除・変更を行い、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

② 申請及び参加資格制限の措置

本プログラムによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間 ※
特定不正 行為に関 与した者	1. 研究の当初から特定不正行為 を行うことを意図していた場合 など、特に悪質な者			10年
	2. 特定不正行 為があった研 究に係る論文 等の著者	当該論文等の責 任を負う著者 （監修責任者、 代表執筆者又は これらのものと 同等の責任を負 うと認定された もの）	当該分野の研究の進展への 影響や社会的影響が大き く、又は行為の悪質性が高 いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への 影響や社会的影響が小さ く、又は行為の悪質性が低 いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正 行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定 不正行為のあった研究に係る論文等の責任を 負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれ らの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への 影響や社会的影響が大き く、又は行為の悪質性が高 いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への 影響や社会的影響が小さ く、又は行為の悪質性が低 いと判断されるもの	1～2年

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

③ 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

④ 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、プログラム名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の概要（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。（http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm）

1 2. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本プログラムへの研究領域に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究領域が採択された後、委託研究開発契約の締結手続きの中で、領域統括及び研究開発責任者は、本プログラムに参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

1 3. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

（1）採択された研究者の責務など

領域統括及び研究開発責任者は、JSTの委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

領域統括及び研究開発責任者には、提案した研究領域・共創コンソーシアムが採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出していただきます。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JSTの研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究者等に対して研究開発上の不正行為および研究費の不正な使用を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底す

る。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、当該研究者等に係る研究開発費の執行について、履修が確認されるまでの期間、その執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(2) 研究機関の責務等

JST は、委託研究開発契約において、参画する研究者等が、JST が指定する研究倫理教材の履修義務を果たさない場合は、当該研究者等に係る研究開発費の執行について、履修が確認されるまでの期間、その執行を停止することがあることに同意していただきます。

1 4. 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、委託研究開発費の配分の停止や、委託研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

1 5. 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、本プログラム完了の年度の翌年度から 5 年間、適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた各研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により JST に報告してください（複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴うすべての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593>）を参照してください。

1 6. 繰越について

研究開発の進捗に伴い、研究開発に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、JST にご相談ください。

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄使いや不正経理の一因となることに配慮し、研究開発計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越に対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています（繰越制度は、複数年度契約を締結する研究機関を対象とします。）。

1 7. 府省共通経費取扱区分表について

本プログラムでは、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については補足 2 の府省共通

経費取扱区分表を参照してください。

18. 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

19. 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を【5 月 31 日】《研究期間又は契約期間の終了日が当事業年度の 3 月末日以外の場合は、当該終了日の 61 日後》とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を【5 月 31 日】《同上》とする。

各研究開発機関は、これらの対応が年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、研究開発機関内において必要な体制の整備に努めてください。

20. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本プログラムにより購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成 27 年 11 月 25 日科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日競争的研究費改革に関する検討会）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 競争的資金における使用ルール等の統一について
（平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/shishin3_siyouuruuru.pdf

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

2 1. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本プログラムにより、博士課程（後期）学生を積極的に RA として雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

2 2. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

2 3. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究開発活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究開発成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡

らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合にはその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究開発等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記のホームページをご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

2.4. 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発※の有無を確認してください。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを完了してください。

※ 詳しくは下記ホームページをご参照ください。

- ・ 文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

- ・環境省ホームページ「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

25. 人権及び利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う申請の場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

26. e-Rad 上の課題等の情報及び個人情報の取扱い

(1) e-Rad 上の課題等の情報の管理について

提案書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査には JST 内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

採択された個々の研究領域・共創コンソーシアムに関する e-Rad 上の情報（研究領域・共創コンソーシアム名、領域統括の氏名・所属機関名・役職、幹事機関名、参画機関名、研究費及び実施期間などについては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜 JST のホームページ等において公開します。

(2) 個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・本プログラムの審査及び審査に関係する事務連絡、通知等に利用します。
- ・審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・JST が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

27. バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）(<https://biosciencedbc.jp/>) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

28. 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

また、これに加えて、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。

これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

（参考）「第5期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

29. オープンアクセス及びデータマネジメントプランについて

JSTでは、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成29年4月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。本プログラムに参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、採択された研究開発代表者は、成果として生じる研究

データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究開発計画書の一部として JST に提出していただきます。また、本プランに基づいて研究開発データの保存・管理・公開を実施していただきます。詳しくは、以下をご参照ください。

- ・オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/index.html>

30. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

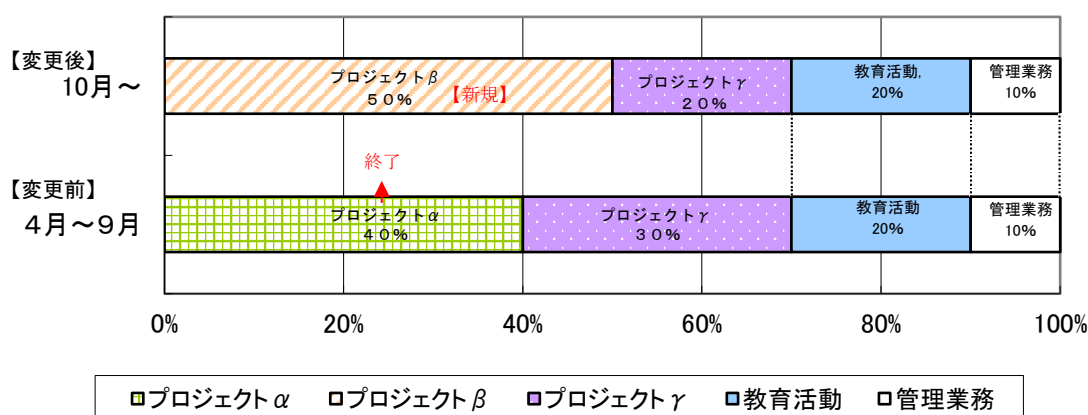
researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本プログラム実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

補足1. エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」¹を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中にプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

¹ 「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）

補足2. 府省共通経費取扱区分表について

府省共通経費取扱区分表

制度・事業名：産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム

	大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の 設定・ 取扱等	特記事項
直接経費	物品費	設備備品費	＜補助金＞ 業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費、装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（機械・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。なお、設備備品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。 ＜委託費＞ 配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定（制度ごとに具体的に明記）		○当事業での取り扱い：補助金に準ずる
		消耗品費	＜補助金＞ 業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。なお、消耗品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM 等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品 等 ＜委託費＞ 配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定（制度ごとに具体的に明記）		○当事業での取り扱い：補助金に準ずる
	人件費・ 謝金	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究採択者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ボスドワ等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等 ＊人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。		○人件費全般 ・研究開発計画書に記載された者であり、直接従事する部分を区分でき、従事した状況を証拠書類として保管/提出できること（ただし、大学等において運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者を除く）
		謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 等 ＊謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。		
	旅費	旅費	旅費に関わる以下の経費 ①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ③外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） ④研究者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族転送費、旅行雑費） 等 ＊旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 ＊旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。 ＊「旅行雑費」は、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		○旅費全般： ・原則として研究開発計画書に記載された者であること ○学生に対する旅費： ・教育のみを目的とする支出は不可 ○赴任旅費： ・当該研究開発の専従者でない場合は支出不可
	その他	外注費	外注に関わる以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負） 等 ＊「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く		
		印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代 等		
		会議費	業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く） 等		○会議等に伴う飲食代・レセプション代： 以下に該当すること ・当該研究開発に直接関与する会議を主催する場合であること ・外部の研究開発参加者が参加する会合であること（研究開発チーム内の研究者等は所属機関が異なる場合であっても外部研究者とは見なしません） ・研究開発機関の規程に沿った必要最小限の支出であること
		通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等		
		光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費		○専用メーターに拠らない場合は、合理的根拠により算定すること
		その他（諸経費）	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、園場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・パンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・研究成果発表費（論文審査料・論文掲載料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・保険料（業務・事業に必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・特許関連経費 ・薬事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタルカー代、タクシー代（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く） 等		○研究開発機関内の施設・設備使用料： ・自らが所有する施設・設備の使用料の計上にあたっては、利用規則等に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行うこと ○学会参加費： ・不可分の飲食費が含まれる場合には、旅費日当との二重払い等により過剰な支出とならないよう、各機関の規程に従って適切に処理を行うこと ○求人費： ・当該研究開発の専従者を対象とするものであること ○振込手数料： ・当該研究開発に直接必要なものに係る手数料として区分できること ○研究成果発表費： ・書籍出版費は営利目的の出版でないこと ○特許関連経費： ・事前申請が承認されている場合に限る。直接経費からの支出が可能
		消費税相当額（委託費のみ）	「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「印刷謝金」及び「保険料」の5%に相当する額等、消費税に関して非(不)課税取引となる経費		
間接経費			直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要経費として、被配分機関が使用する経費。		
再委託費・共同実施費			委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（間接経費相当分を含む）		○再委託費・共同実施費は原則として計上不可

＊本区分表については、「府省共通経費取扱区分表の取扱について」も併せて参照すること。

府省共通経費取扱区分表の取扱について

平成 22 年 12 月 16 日

1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的資金制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。
- (3) 区分表は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 21 年 3 月 27 日改定）で定められている「直接経費」の定義（※）を変更するものではない。

※「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
 - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
 - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
 - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
- (6) ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるので、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、運用上現行の取扱を行った方が配分機関・企業側双方にとって効率的と判断される場合には、当面現行の運用も可能とする。

第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の具体的な操作方法と 注意事項等

1. e-Rad について

e-Rad とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※ 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

※e-Rad は 2018 年 2 月 28 日(水) から、新システムに移行しました

- ・ ユーザビリティ改善の観点から、画面デザイン、メニュー構成等が全面的に刷新されました。
- ・ 新システムのマニュアルは、e-Rad ポータルサイトに掲載しています。主な変更点についても記載しておりますので、必ずご確認ください。
- ・ 研究機関向け操作マニュアル：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

2. e-Rad を利用した提案書類の提出について

本公募は、e-Rad からの応募情報登録(提案書類のアップロード)が必要となります。

- ・ 本プログラムは、「研究機関単位」の応募であるため、e-Rad の「応募情報登録における代表研究機関」は幹事機関とします。
- ・ 提案書の作成は、幹事機関に属する領域統括が取りまとめて行い、e-Rad を利用した応募情報登録は幹事機関の e-Rad 事務代表者が行ってください。
- ・ 本提案においては科研費等のように研究者個人の研究者番号を利用した提案はできませんので注意してください。
- ・ 提案書と e-Rad の記載に、齟齬がないように十分に注意してください。提案書の記載内容を修正した場合、e-Rad 応募情報にも最新の情報が転記されているよう必ず修正してください。

3. e-Rad の使用に当たっての留意事項

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp>)から参照又はダウンロードすることができます。

(2) システムの利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせがあります。

(3) 幹事機関の登録

本プログラムに幹事機関として提案を希望する大学等は、提案時までに e-Rad に研究機関登録されていることが必要となります。

幹事機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト(以下、「ポータルサイト」といいます。)から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

(4) 研究者情報の登録

幹事機関は領域統括の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用のマニュアルを参照してください。

4. システムを利用した申請の流れ

e-Rad への研究機関登録

幹事機関で1名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照：<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>



事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：e-Rad 操作マニュアル 0. 共通編「0.7 ログイン方法」



部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（領域統括）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向け操作マニュアル 1. 研究者手続き編
2. 研究機関手続き編、3. 研究機関事務分担者手続き編



公募要領・申請様式の取得

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と提案書様式をダウンロードします。もしくは、本プログラムホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照：<https://www.jst.go.jp/opera/koubo.html>



応募情報の入力と提出

システムに必要な事項を入力及び提案書類を幹事機関の事務代表者がアップロードします。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向け操作マニュアル 6. 応募編



JST にて応募情報を受理

5. e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

本プログラムそのものに関する問合せは JST の担当部署にて受け付けます。

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本プログラムホームページ及び e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、問い合わせてください。

○本プログラムホームページ：<https://www.jst.go.jp/opera/>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp>

本プログラムに関する問い合わせ及び提案書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 共創プラットフォーム担当	03-6272-3816 (TEL) 午前 10:00～17:00※土曜日、日曜日、祝日を除く。 opera@jst.go.jp (e-mail)
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877 (ナビダイヤル) 午前 9:00～18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

6. 提案書類提出・作成時の注意事項

- ① システムの操作マニュアルは、「7. e-Rad の具体的な操作方法と注意事項」を参照してください。
- ② 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 担当部署に問い合わせてください。
- ③ 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。(e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず e-Rad マニュアル (<https://www.e-rad.go.jp/manual/02-13.pdf>) を参照してください。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。これらのステータスにならない場合は、提出締切日までに余裕をもって JST 担当部署まで連絡してください。
- ⑤ e-Rad による応募情報登録は締め切りの数日前に余裕をもって行ってください(締め切り間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります)。
- ⑥ 提案書類に不備等がある場合は審査対象とはなりませんので、公募要領及び提案書様式の注記等を熟読の上、注意して記入してください。(提案書様式のフォーマットは変更しないでください。) 公募締切後の提案書類の差替えは固くお断りいたします。また、提案書類の返却は致しません。

7. e-Rad の具体的な操作方法と注意事項

(1) e-Rad 利用時の注意点【重要】 (必ずお読みください。)

① PC 環境の確認

e-Rad を利用する前に必ず PC の推奨動作環境をご確認ください。利用する PC 環境により推奨ブラウザが異なる場合がありますのでご注意ください。

- ・推奨動作環境は、下記のホームページをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html

② e-Rad 登録入力

e-Rad システムでは、負荷軽減のために画面表示後に経過時間をカウントし始め、画面右上の「画面を表示してから経過した時間」が1時間経過すると強制的にタイムアウトします。応募情報登録のデータ入力中であっても一時保存又は確定されなかったデータは保存されませんので十分にご注意ください。

(2) 操作説明

『e-Rad ポータルサイト』画面

<https://www.e-rad.go.jp/index.html>

- ・「e-Rad へのログイン」をクリック



『ログイン』画面

- ・e-Rad 上の「事務代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック



『公募中の公募一覧』画面

公開中の公募一覧

現在公開中の公募情報を検索し、応募することができます。

検索条件

検索項目/検索文字列: 公募名: オープンイノベーション機構連携型 [部分一致]

表示件数: 100件

▼ 詳細条件を表示

検索条件クリア 検索

公開中の公募一覧

・公募情報の詳細は、「公募名」のリンクをクリックしてください。
・応募する場合は、「応募する」ボタンをクリックしてください。

1～1件 (全1件)

公募年度	配分機関	公募名	応募単位	機関の承認の要否	締切日時	機関内締切日時	応募
2019	国立研究開発法人科学技術振興機構	産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム (OPERA) オープンイノベーション機構連携型 2019年度公募 [NEW]	研究機関単位	-	2019/05/23 12時00分		応募する

1～1件 (全1件)

トップページへ

https://www.trial.e-rad.go.jp/erad/menu/common/menu_sender/8ekpsw0ua8728ca

- ① 【新規公募】－【公開中の公募（新規応募）】をクリック
- ② 検索条件に「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」と入力して『検索』をクリック
- ③ 表示される公募から、該当公募名「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム (OPERA) オープンイノベーション機構連携型 2019 年度公募」の最も右側にある項目『応募する』をクリック

※本公募は、「共創プラットフォーム育成型」ではありませんので、間違わないように選択してください。

『応募に当たっての注意事項』画面

- 画面に表示された注意事項をよくお読みの上、ご承諾いただける場合は、「承諾して応募する」をクリックしてください。

※本公募に応募する時点で、文部科学省のオープンイノベーション機構の整備事業に応募されることを必ず確認してください。

応募に当たっての注意事項

以下の注意事項をお読み、承諾した上で応募してください。

応募をする前にお読みください

1. 「応募単位」の区分によって研究者自身では応募できない場合があります。
 公募には「応募単位」という区分があり、「研究者」と「研究機関」の2つの単位があります。
 ※対象の公募の単位は、「公募中の公募一覧」画面（この画面の前の画面）の「応募単位」列で確認可能です。

公募年度・公募機関・公募名	応募可能な単位
2017年度 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム (OPERA) オープンイノベーション機構型 2019年度公募	研究者 研究機関
2017年度 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム (OPERA) オープンイノベーション機構型 2019年度公募	研究者 研究機関

※「研究機関」単位の応募をする場合は、所属している研究機関の事務代表者もしくは事務分担者へお問い合わせください。

・PC等の利用環境の確認
 パソコンのOS、ブラウザ等が推奨環境であることを確認の上で応募してください。
 ※推奨環境以外で利用した場合、予期せぬ不具合が生じる場合があります。
[e-Radの推奨環境を確認はこちら](#)

・配分機関からの注意事項

■ 提案書類について

※ 幹事機関は、「オープンイノベーション機構の整備事業」に採択されうことを要件としているため、本公募に応募する時点で、文部科学省のオープンイノベーション機構の整備事業に採択済、または応募されることを必ず確認してください。

※ 公募期間中に限って、提案の修正は可能です。

※ 【提案書表紙（幹事機関、参画する大学等及び民間企業の押印済み）】を提出期限までにe-Radにて提出してください。押印版原本については、幹事機関にて保管してください。

なお、提出期限まで全ての参画機関の押印が困難な場合は、押印が済んだ分の提案書表紙のPDF版を提出期限までの提出に含めていただき、全ての機関からの押印を済ませたものは6月14日（金）までにJST共創プラットフォーム担当（opera@jst.go.jp）に提出してください。その際に、事前にJSTまでご報告ください。

戻る 承諾して応募する

『応募（新規登録）』画面

- 研究開発課題名（必須）：「（様式2）提案書【基本情報】」の「研究領域名称」を転記してください。

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
 画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
 各タブの必要な項目をすべて入力し、「入力内容の確認」をクリックしてください。

公募年度／公募名 2019年度／産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム (OPERA) オープンイノベーション機構型 2019年度公募

課題ID／研究開発課題名 必須 XXXXXXXX /

基本情報 研究経費・研究組織 個別項目 応募・受入状況 A

基本情報 B

研究期間（西暦） 必須 最短研究期間：5年 最長研究期間：5年 (開始) 年度から(終了) 年度まで

研究分野（主） 組目名 必須 Q 組目名を検索 クリア

キーワード 必須 キーワード 削除

選択してください

行の追加 選択行の削除

その他のキーワードを設定する ▼ 任意項目を表示

研究分野（副）を設定する ▼ 任意項目を表示

研究目的 必須

閉じる 以前の課題をコピーする 一時保存 応募内容提案書のプレビュー 入力内容の確認

- ・この『応募（新規登録）』画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすることで各タブ（㉑）での入力欄（㉒）が表示されます。
- ・各タブで入力する内容は、以下の「【各タブ】の説明」のとおりです。基本的にどのタブからでも入力を開始することができますが、このマニュアルではタブの表示されている順番通りに説明を行います。それぞれのタブ㉑をクリックすることで、入力欄㉒の表示が切り替わります。

【基本情報】タブ

The screenshot displays the 'Basic Information' tab of the e-Rad system. The interface is organized into several sections:

- Header Tabs:** 基本情報 (Basic Information), 研究経費・研究組織 (Research Costs/Research Organization), 個別項目 (Individual Items), 応募・受入状況 (Application/Admission Status).
- Basic Information Section:**
 - Research Period (西暦):** A field with a red '必須' (Required) label. It includes sub-fields for '最短研究期間: 5年' (Minimum research period: 5 years), '最長研究期間: 5年' (Maximum research period: 5 years), '(開始)' (Start), '年度から(終了)' (From year to (end)), and '年度まで' (Up to year).
 - Research Field (Main):** A field with a red '必須' label.
 - Research Content:** A field with a red '必須' label, featuring a search button '研究の内容を検索' and a 'クリア' (Clear) button.
 - Keywords:** A field with a red '必須' label, including a 'キーワード' (Keyword) input area, a '削除' (Delete) button, and a '行の追加' (Add row) button.
- Research Field (Secondary) Setting:** A section with a dropdown menu '▼ 任意項目を表示' (Optional items to display).
- Research Purpose:** A large text area with a red '必須' label.
- Research Summary:** A large text area with a red '必須' label.
- Basic Information - Application Documents:** A section with a table for uploading documents.

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	10MB	参照 クリア 削除
参考資料 (様式3) 提案書【技術・システム革新シナリオ構想】別紙	[PowerPoint (PPT, PPTX)]	10MB	参照 クリア 削除

At the bottom, there is an 'アップロード' (Upload) button and a footer bar with '閉じる' (Close), '一時保存' (Save temporarily), '応募内容提案書のプレビュー' (Preview of application document), and '入力内容の確認' (Check input content).

○ここで、研究期間、研究分野（主、副）、研究目的、研究概要を入力します。また、申請書類をアップロードできます。

- ・研究期間（必須）：
研究期間は「(様式3) 提案書【技術・システム革新シナリオ構想】」の「実施期間」を西暦で転記してください。

・研究分野（主）（必須）：

研究分野（主）の研究の内容、キーワードを入力します。まず、研究分野（主）の研究の内容から、研究領域に該当する研究分野を選択します。

研究の内容（必須）：

「研究の内容を検索」ボタンをクリックして検索用の別ウィンドウ（下図）を立ち上げます。条件を記入して検索し、該当分野を選択します。

キーワード：

自由記述（最低 1 つの入力が必須）

・研究分野（副）（任意）：

任意で設定できます。細目名、キーワードを研究分野（主）と同様に入力します。

・研究目的、研究概要（必須）：

研究目的欄、研究概要欄には「(様式1) 提案書表紙」の「提案概要」を転記してください。研究目的及び研究概要の転記内容は同一で構いません。

○申請書類をアップロードします。

・応募情報ファイル

提案様式1～11を1つのPDFファイルにまとめて、アップロードを行います。

・参考資料―（様式3）提案書【技術・システム革新シナリオ構想】別紙

様式3の別紙を作成し、PowerPointファイルでアップロードを行います。

※PDF変換は、以下マニュアルを参照してください。

「研究機関事務代表者向け操作マニュアル 13. その他編 13.7 PDF変換」

基本情報-申請書類				
	名称	形式	サイズ	ファイル名
	応募情報ファイル 必須	[pdf]	10MB	参照 クリア 削除
参考資料	（様式3）提案書【技術・システム革新シナリオ構想】別紙 必須	[PowerPoint (PPT, PPTX)]	10MB	参照 クリア 削除
↑ アップロード				

閉じる
以前の課題をコピーする
一時保存
応募内容提案書のプレビュー
入力内容の確認 >

【研究経費・研究組織】タブ

【研究経費】項目

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「入力内容の確認」をクリックしてください。

公募年度／公募名 2019年度 / 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）オープンイノベーション機構連携型 2019年度公募

課題ID／研究開発課題名 必須 XXXXXXXX /

基本情報 研究経費・研究組織 個別項目 応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限 (単位：千円)

	上限	下限
直接経費、間接経費の合計	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2.年度別経費内訳 (単位：千円)

		2018年度	2019年度	2020年度	20	合計
直接経費	研究開発費 必須	千円	千円	千円		0 千円
	調査推進費 必須	千円	千円	千円		0 千円
	小計	0 千円	0 千円	0 千円		0 千円
間接経費	間接経費 必須	千円	千円	千円		0 千円
	合計	0 千円	0 千円	0 千円		0 千円

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

○ここでは、【基本情報】タブに入力した研究期間に応じた計画予算年度の入力表が構成されます。「(様式4) 提案書【資金計画】」に対応した予算額を転記してください。

- ・「2. 年度別経費内訳」の「直接経費」の欄に研究開発費及び調査推進費（幹事機関のみ）、
「間接経費」の欄に直接経費の30%を上限に予算額を入力します。

【研究組織】項目

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）」の入力状況を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の名費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究機関ごとの金額合計	差額
直接経費、間接経費の合計	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究機関ごとの金額合計」に反映されます。

[行の追加](#) [選択行の削除](#)

研究機関を検索	研究機関コード 研究機関名	責任者役職 責任者氏名 事務代表者氏名 (漢字)	事務代表者連絡先 住所 電話番号 メールアドレス	直接経費 間接経費 (千円) 必須	研究者 人数	閲覧・編集 権限	削除	移動
代表機関 XXXXXXXX XXXXXXXX大学	(姓) ○○ (名) ○○ (姓) ○○ (名) ○○ (姓) ○○ (名) ○○	東京都○○○区○○○番地 00-0000-0000 xxxxx@xxx.xxx.ac.jp	千円 千円	人				
XXXXXXXX XXXXXXXX大学	(姓) ○○ (名) ○○ (姓) ○○ (名) ○○ (姓) ○○ (名) ○○	東京都○○○区○○○番地 00-0000-0000 xxxxx@xxx.xxx.ac.jp	千円 千円	人	無し			

[行の追加](#) [選択行の削除](#)

研究組織内の連絡事項を登録する [▼ 任意項目を表示](#)

閉じる 以前の課題をコピーする 一時保存 応募内容提案書のプレビュー 入力内容の確認

- ここでは、初年度予算額のみを入力の対象としています。図中①は「1. 申請額（初年度）の入力状況」の自動計算表です。
①の『初年度の申請額』には、【研究経費】項目で入力した 2018 年度の予算額が反映され、『研究機関ごとの金額合計』には②で入力する「直接経費」（研究開発費＋調査推進費（幹事機関のみ））、「間接経費」の合計が反映されます。
- ①の『差額』には[『初年度の申請額』－『研究機関ごとの金額合計』＝差額]が表示されます。この差額が0（ゼロ）となるように入力してください。
※差額がある場合エラー表示され一時保存や確認ができませんのでご注意ください。
- [行の追加]ボタンで、研究分担機関を追加することができます。追加する機関は大学等のみとし、民間企業の追加が不要です。「(様式4) 提案書【資金計画】の2. 委託研究開発費」通りの金額を入力してください。

【個別項目】タブ

応募（新規登録）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。
各タブの必要な項目をすべて入力し、「入力内容の確認」をクリックしてください。

公募年度／公募名 2019年度 / 府省共通プラットフォーム共同研究推進プログラム (OPERA) オープンイノベーション推進
類型 2019年度公募

課題ID／研究開発課題名 必須

基本情報 研究経費・研究組織 個別項目 **応募・受入状況**

■研究領域概要

共同コンソーシアム名称

研究開発実施期間

JST研究開発費（全期額分）（百万円）

JST研究開発費（平成30年度）（百万円）

長期共同研究費（全期額分）（百万円）

長期共同研究費（平成30年度）（百万円）

長期リソース提供（全期額分）（百万円）

長期リソース提供（平成30年度）（百万円）

技術・システム革新シナリオ 300文字以内（改行、スペースも1文字でカウント）
あと300文字

■詳細情報

機関名称

e-Rad研究機関コード

代表者 職名・氏名

■領域別情報 (PL)

氏名 (PL)

フリガナ (PL)

e-Rad研究者番号 (PL)

所属・役職 (PL)

■プロジェクト担当組織

組織名称

組織責任者 氏名

組織責任者 フリガナ

所属・役職 (組織)

■参画機関

大学等の機関名(正式名称) 300文字以内（改行、スペースも1文字でカウント）
あと300文字

民間企業の機関名(正式名称) 500文字以内（改行、スペースも1文字でカウント）
あと500文字

■研究開発推進に関する受審修了の確認

A) 研究開発に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。（eAPRIN（旧CITI）） 必須

☐ 1. 所属機関のプログラム(eAPRINを含む)を修了している

☐ 2. JST事業等で修了している

☐ 3. eAPRINダイジェスト版を修了している（修了番号入力）

B) eAPRIN（旧CITI）ダイジェスト版を修了している場合、修了証番号を入力してください。（該当者必須）

[確認]「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年2月26日文科科学大臣決定）」について ☐ 内容を理解し、遵守することを誓約します。

[確認]「研究機関における公約研究員の管理・監査のガイドライン（実務基準）（平成26年2月18日改正文科科学大臣決定）」について ☐ 内容を理解し、遵守することを誓約します。

[確認]本提案が採択された場合、研究活動の不正行為（横断、改ざん及び盗用）並びに研究員の不正使用を行わないことについて ☐ 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。

[確認]本提案に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことについて ☐ 不正行為が行われていないことを誓約します。

文部科学省の卓越大学院プログラム事業に応募していますか。 ☐ はい、応募しています。 ☐ いいえ、応募していません。

閉じる 以前の課題をコピーする 一時保存 応募内容検索書のプレビュー **入力内容の確認**

○ここで以下の個別項目を入力してください。

なお、「(様式2) 提案書【基本情報】」と「(様式3) 提案書【技術・システム革新シナリオ構想】」の記載内容と一致させてください。

・ ■研究領域概要

共創コンソーシアム名称、研究開発実施期間、JST 研究開発費、民間共同研究費、民間リソース提供及び技術・システム革新シナリオ(様式3の2の内容を300字以内に要約してください。)

・ ■幹事機関

幹事機関の名称、e-Rad 研究機関コード、代表者の職名・氏名

・ ■領域統括

領域統括(PL)の氏名、フリガナ、e-Rad 研究者番号、所属・役職

・ ■プロジェクト担当組織

プロジェクト担当組織の名称、組織責任者の氏名、フリガナ、所属・役職

・ ■参画機関

参画大学等の名称、民間企業の名称

※参画する全ての機関の正式名称を“、”で区切って列記してください。調整中の機関については、“(調整中)”と記述してください。

・ ■研究倫理講習に関する受講修了の確認

下記の設問に対して回答できるよう、領域統括は事前に必ず研究倫理講習を受講してください。

設問 A) 研究倫理に関する教育プログラム修了した内該当するもの

1. 所属機関のプログラム(eAPRIN(旧CITI)を含む)を修了している
2. JST 事業等で修了している
3. eAPRIN(旧CITI)ダイジェスト版を修了している

設問 B) eAPRIN(旧CITI)ダイジェスト版修了番号

上記 A)の設問で1又は2を選択した場合は「なし」、3を選択した場合は修了番号を入力してください。

・ ■研究倫理に関する誓約

領域統括が内容を確認の上、研究倫理に関する誓約を行ってください。

・ ■2019年度 文部科学省の卓越大学院プログラムへの応募状況

「はい」か「いいえ」で入力してください。

・ ■2019年度 文部科学省のオープンイノベーション機構の整備事業への応募状況

「はい」か「いいえ」で入力してください。

『応募（入力内容の確認）』画面

- ・入力した内容の全てが1ページで表示されている画面であり、申請前の最終的な確認を行います。

提出する応募提案書ファイル(PDF)は「応募内容提案書のプレビュー」ボタンから参照・取得できます。提出後に応募提案書ファイル(PDF)を参照・取得したい場合は、メニュー「提出済の課題」課題一覧から対象の応募を選択してください。以下の内容で設定します。よろしければ「この内容で提出」をクリックしてください。

応募（入力内容の確認）

入力内容を確認して、よろしければ、「この内容で提出」ボタンを押してください。
修正がある場合は、「戻る」ボタンを押してください。

[基本情報](#) [研究経費](#) [研究組織](#) [個別情報](#) [応募・受入状況](#)

公募年度／公募名	2019年度 / 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA) オープンイノベーション機構連携型 2019年度公募
課題ID／研究開発課題名	

基本情報

新規継続区分	新規
研究期間(西暦)	
研究分野(主)	研究の内容 キーワード
研究分野(副)	研究の内容 キーワード
研究目的	
研究概要	

戻る 応募内容提案書のプレビュー **この内容で提出**

- ・内容に誤りがなければ、右下の「この内容で提出」をクリックしてください。
申請が行われると、「応募申請を受け付けました」というメッセージが表示され、この時点でJSTへ提出されたことになります。
 - ・提出後においても、公募締切前であれば提案者自身が課題の「引戻し」を行うことで内容の修正等が可能です。
- ※公募締切後に「引戻し」を行うと再提出ができませんのでご注意ください（システムの仕様ですので、誤って公募締切後に「引戻し」された場合もJSTでは対応できません）。

(3) 応募情報状況確認

e-Rad研究機関事務代表者向け操作マニュアル「6. 応募編 6.2 (2) 課題の検索」を参照し、応募課題を検索してください。

該当課題の応募状況「状態(申請進行)」が「配分機関処理中」であれば操作は完了しています。応募締切日時までに応募状況が「配分機関処理中」となっていない提案書は無効となります。

検索条件

制度名 [部分一致] 制度名の検索

事業名 [部分一致] 事業名の検索

公募名 オープンイノベーション機構連携型 2019年度公募 [部分一致] 公募名の検索

課題ID [完全一致]

研究開発課題名 [部分一致]

研究者氏名 研究者番号 [完全一致]

漢字 (姓) [部分一致] (名) [部分一致]

フリガナ (姓) [部分一致] (名) [部分一致]

検索対象 ☒ すべて ☐ 応募課題のみ ☐ 採択課題のみ

表示件数 100件

▼ 詳細条件を表示

検索条件のクリア 検索

検索結果

1~1件 (全1件)

検索結果のダウンロード

課題年度(西暦)	配分機関名	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題の 状態	申請の種類 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告
			研究開発課題名	採択番号	研究代表者			
2019	JST		産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム (OPERA) オープンイノベーション機構連携型 2019年度公募			応募中	配分機関 処理中 申請中	申請可能な 手続きへ

1~1件 (全1件)

検索結果のダウンロード

トップページへ インポート

なお、公募締切後にJSTで課題の受理を行うと「申請の種類(ステータス)」が「受理済」となります。ただし、JSTによる課題の受理は公募締切後すぐではなく、日数を要する場合がありますのでご承知おきください。

8. e-Rad からの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

■ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）とJSTの取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



■ 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JST は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指す我が国にとって極めて重要であると考えます。
2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JST は研究不正に厳正に対処します。
4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

■ ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 経営企画部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

JST では、ダイバーシティを推進するため、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を始め、様々な取り組みを実施しています。

詳しくは JST ダイバーシティ推進のホームページをご覧ください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/>

Q&A

(研究倫理教育に関するプログラムについて)

Q1. 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A1. 所属機関において実施しているプログラムの内容が十分なものであるかどうかについては、各機関において判断してください。ご不明な点がございましたら、JST監査・法務部研究公正課(rcr-kousyu[at]jst.go.jp)に問い合わせてください(※[at]を@に置き換えてください。)

Q2. 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A2. 提出の必要はありません。ただし、提案時には、e-Radによる申請時に、領域統括は「■研究倫理講習に関する受講修了の確認」の個別項目を回答してください。詳細については、「第5章 7. (2) 操作説明」をご参照ください。

(提案の要件等)

Q3. 本公募に複数提案することは可能ですか。

A3. 同一機関から複数の研究テーマによる提案をすることは可能です。

Q4. オープンイノベーション機構連携型と共創プラットフォーム育成型の両方に提案することは可能ですか。

A4. 同一機関からオープンイノベーション機構連携型と共創プラットフォーム育成型の両方に提案することは可能ですが、提案内容は別のものである必要があります。

Q5. 応募の際に、幹事機関以外の参画機関の承諾書が必要ですか。

A5. 承諾書を提出する必要はありません。ただし、提案にあたっては、必ず参画する全ての機関の事前了解を得て「(様式 1) 提案書表紙」に押印をお願いします。なお、大学等において知的財産関連部門・産学連携関連部門等が設置されている場合は、当該部門の了解も得ておいてください。

Q6. 提案書表紙(様式 1)への全ての機関の押印が、機関内での決裁手続きに時間を要する等の理由で公募締切日に間に合わない場合は、複数枚に分けての押印及び提出となっても良いでしょうか。

A6. 複数枚に分けての押印及び提出が可能です。原則として、公募締切日までに押印版をPDF化にし、e-Radにて提出してください。なお、全ての機関の押印が困難な場合は、JST 共創プラットフォーム担当まで事前に報告いただき、公募要領「第2章 2. (5) 提案書類の提出期限」項目の通りにご対応ください。

Q7. 海外機関は、幹事機関になれますか。

A7. 幹事機関は、日本国内に設置する大学等に限ります。

Q8. 海外機関(大学等、民間企業)の参画は可能ですか。

A8. 日本の法人格を有する民間企業又は日本国内の大学等からの参画を想定していますが、研究開発に、海外機関の参画が必要不可欠である場合には参加することは可能です。その際に

事前に JST 担当までご相談ください。

なお、海外機関の研究者については、クロスアポイントメント制度等により幹事機関又は大学等に所属しての参加を推奨します。

Q9. プロジェクト実施期間中に定年退職を迎える場合でも、領域統括になれますか。

A9. 領域統括はプロジェクト実施期間中、幹事機関において、継続して活動ができることが前提となります。

Q10. 外国籍を有する研究者を領域統括にすることはできますか。

A10. 領域統括の要件を満たしていれば可能です。ただし、幹事機関において安全保障貿易管理上必要な措置（「第4章 23. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」参照）が講じられることが必要です。

Q11. 民間企業はいつまでに6社以上参加すれば良いでしょうか。

A11. 提案時には民間企業3社以上による提案を可としますが、採択の翌年度のプロジェクト実施計画書に6社以上（異業種を含む）の民間企業を明記した上で、翌年度末までに6社以上を確保していただきます。また、採択の翌年度までに民間企業が6社の見通しがない場合は、3年度目の中間評価において、それまでの取組状況等を確認し、委託研究開発費の調整（中止を含む）を判断します。

Q12. シナリオについて民間企業と共同研究を行いたいのですが、シナリオ自体を研究開発課題に設定し、マッチングファンドを申請することは可能でしょうか。

A12. シナリオを研究開発課題として設定し、マッチングファンドを申請することは可能です。

Q13. 「OI 機構連携型の研究領域の内容が、オープンイノベーション機構との連携会議などを通じて情報交換等を行うことで、相互の研究開発計画の改善等に資することが期待される内容となっている」という記載について、相互の研究開発計画の改善等に資することが期待されるとはどういう意味ですか？

A13. 研究分野や技術分野において関連性があり、例えばオープンイノベーション機構の研究開発プロジェクトから OI 機構連携型の研究領域として新たに検討すべき有意義な非競争領域の研究テーマ・課題が抽出されることや、OI 機構連携型の研究開発の進捗により早期に競争領域へ移行して取組むべき研究テーマが見出され、将来、オープンイノベーション機構の計画・活動に反映される可能性があることを言います。

Q14. 「共創コンソーシアムが受入れる民間資金の総額は1年度当たり60百万円程度（間接経費を含む以上）であることを要件」とありますが、初年度（採択年度）においては、プロジェクト開始時期に応じた民間資金額の拠出とすることは可能ですか。

A14. 初年度（採択年度）においては、プロジェクト開始時期に応じた民間資金額の拠出とすることは可能です。ただし、マッチングファンドとして JST から支出する研究開発費も民間資金と同額が上限となりますのでご注意ください。

Q15. 本プログラム採択以前に進行中であった共同研究の枠組みを、プロジェクトにおける研究開発課題として提案することは可能ですか。

A15. 原則として、本プログラムには新たな研究開発課題を提案していただきます。ただし、本プ

プログラム採択以前に進行中であった共同研究に革新性のある研究開発内容を追加する等により、本プログラムにふさわしい研究開発課題として設計変更することが可能である場合には研究開発課題として提案することは可能です。

Q16. すでに民間企業と共同研究契約を結んでいる場合は、マッチングファンドの対象になりますか。

A16. 提案書に記載した民間企業とすでに共同研究契約を結んでいても、変更契約等を行うことで、採択日以降かつ変更契約締結日以降に支出する民間資金をマッチングファンドとして申請することが可能です。ただし、提案書に記載していない民間企業との共同研究について変更契約する場合は、プロジェクト開始日以降かつ変更契約締結日以降に支出する民間資金をマッチングファンドとして申請することを認めます。なお、マッチングファンドの証拠書類としての共同研究契約や変更契約等における研究開発費は、1. OPERA 採択のコンソーシアムで利用すること、2. 利用該当金額、3. 利用該当期間、の3つの項目について確認いたします。

(提案方法等)

Q17. 他の競争的資金制度等に、今回の提案内容と同様の内容で提案している場合、本プログラムに提案することはできますか。

A17. 提案は可能です。ただし、同一課題又は内容で、他の競争的資金制度等へ提案している場合は、「(様式7) 提案書【他事業の受給・申請状況】」に正確に記載してください。不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取消し等、委託契約の解除となる場合があります。なお、提案内容は必要な範囲において他の競争的資金制度等の担当者に情報提供を行うことがありますので、予めご了承願います。

Q18. 提案書表紙に記名・押印する代表者は、学長や社長である必要はありますか。

A18. 幹事機関においては、学長又は理事長となります。その他参画する大学等や民間企業においては、参画する担当者の所属において公印を有する責任者であれば、学長や社長に限るものではありません。

Q19. 提案書類の受領書はもらえますか。

A19. 提案書類の受領書はありません。e-Rad では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば受理されたことになります。

Q20. 提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいですか。

A20. 直接、JST にお越しいただくことはご遠慮ください。書き方のご質問についてはメール又は電話によりお願いします。

Q21. 提案書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいですか。

A21. 公募締切前においては、提出した提案書を引き戻して修正することが可能ですが、公募締切後に提案書類を変更することはできません。

Q22. e-Rad による申請において、事務代表者、研究代表者は、どのような人がなりますか。

A22. (事務代表者)

提案する大学等で1名、e-Rad に係る事務を代表する方のことです。事務代表者は、e-Rad

への大学等・民間企業の登録、事務分担者及び研究者の情報の管理等を行います。（事務分担者は置かないことも可能です。）

なお、面接審査及び選考結果の通知等についてのご連絡は、事務代表者を經由して行います。

（研究代表者）

研究代表者は、「領域統括」が相当します。幹事機関は領域統括の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得してください。

Q23. e-Rad での申請は、研究者 ID で可能ですか。

A23. 本公募は「研究機関単位」による応募となります。所属機関の事務代表者 ID でのみ e - Rad から応募情報申請が可能です。

（審査）

Q24. 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできますか。

A24. 審査の結果については、採否にかかわらず提案者に対して通知する予定です。別途、不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。

Q25. 個別研究開発課題の課題名や実施体制については公表されるのでしょうか。

A25. JST から公表することはありません。ただし、採択後に各研究領域・共創コンソーシアムで作成するホームページにおいて公開する範囲は、各共創コンソーシアムで決定してください。なお、採択時には、研究領域名、領域統括の氏名・所属機関名・役職、幹事機関名、参画機関名、プロジェクトの概要については JST のホームページ等で公表します。

（契約）

Q26. 委託研究開発契約は参画する大学等と締結するとありますが、研究開発費が民間企業に直接支出されることはありますか。

A26. 民間企業には、JST からの研究開発費は支出されません。また、領域統括は、研究開発費の配分権限及び説明責任を持ちますが、これは参画している大学等への配分権限を意味しており、民間企業に研究開発費を支出するということではありません。

なお、民間企業が大学等と締結した「共同研究契約等」に基づき、大学等で研究開発活動を行う場合、大学等の研究開発費により研究開発活動を行うことは原則として可能です。その場合、大学等のルールに従い物品等の調達・管理を行ってください。

（研究開発費等）

Q27. 間接経費は、どのような使途に支出することができますか。

A27. 間接経費は、大学等全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、大学等が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡申合せ／平成 26 年 5 月 29 日改正）では、以下のように例示されています。

（１）管理部門に係る経費

（ア）施設管理・設備の整備、維持及び運営経費

（イ）管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬

費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

(2) 研究部門に係る経費

- (ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- (エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- (オ) 特許関連経費
- (カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費
- (キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- (ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- (ケ) 設備の整備、維持及び運営経費
- (コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費
- (サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- (シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- (ス) 図書館の整備、維持及び運営経費
- (セ) ほ場の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

- (ソ) 研究成果展開事業に係る経費
- (タ) 広報事業に係る経費

など

なお、間接経費の配分を受ける大学等においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類※を、プロジェクト終了年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた大学等の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、e-RadによりJSTに報告する必要があります。

※ 証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません（契約単位毎の区分経理は必要ありません）。

Q28. 大学等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は。

A28. 直接経費による人件費の計上対象は、以下の通りです。

プロジェクトに参画する研究者等であって、研究開発計画書に記載されている者。ただし、大学等において運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。また、調査推進費から共創コンソーシアムの知財管理・契約管理や民間資金の受入促進活動等を行うために必要な人件費を支出することはできませんが、シナリオの最適化や非競争領域における詳細な研究開発の企画等に関する人件費の支出は事前にJSTに相談の上、妥当な理由がある場合には支出可能です。

○兼業者の取扱いについて

- ・従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、本プロジェクトに該当する部分の人件費を計上してください。（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。）

- ・裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。「エフォート」は、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」となります。なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれます。

○雇用に関しての留意事項

- ・雇用契約書・従事日誌等の雇用関係書類を整備し、本プロジェクトにかかる従事状況を適切に把握・管理してください。
- ・プロジェクト開始以前の人件費は計上できません。
- ・研究開発遂行上、必要な人材を必要な時期に適切な処遇で雇用できるよう配慮願います。
- ・学生を雇用する際は、学業に支障をきたさないよう配慮してください。

Q29. 直接経費として計上できない経費にはどのようなものがありますか。

A29. 以下の経費は直接経費として支出できません。

- ①当該プロジェクトの研究開発目的に合致しないもの
- ②間接経費による支出が適当と考えられるもの

例：

- ・建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ・研究開発実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・研究開発の従事者（時間給含む）以外の人件費（事務員など）
- ・学会等の年会費、食事代、懇親会費
- ・会社設立に必要な経費
- ・合理的な説明のできない経費

など

（繰越しについて）

Q30. 研究開発費を繰越して次年度に使用することはできますか。

A30. 複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、JST への返金を行わず大学等に委託研究開発費を残したまま繰越しを行うことが可能です。

（取得財産の管理）

Q31. 取得した設備等財産の所有権は、誰に帰属するのですか。

A31. JST が支出する委託研究開発費により、大学等が取得した設備等は大学等に帰属させることが可能です。なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

（知的財産権の帰属等）

Q32. 新しく特許を取得する場合、JST は権利を持つのですか。

A32. 研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール制度）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

なお、本プログラムにおいては、産学双方による研究開発を効果的・効率的に推進するシス

テム・体制等の整備状況（知的財産の取扱いルールや人材育成システム等）をプロジェクト実施における重要な評価項目の一つにしています。そのため、領域統括は、民間企業及び大学等の協議を踏まえ、民間企業が参画することへの価値を提供できる具体的な知的財産の取扱いルールについて検討していただきます。

（研究開発計画・実施体制の変更）

Q33. プロジェクト実施期間中、領域統括は移籍などの事由により所属機関が変更になった場合でもプロジェクトを継続できますか。

A33. 領域統括が異動する場合でも、クロスアポイントメント制度等により幹事機関での活動が可能であれば、プロジェクトを継続することは可能です。

Q34. プロジェクト実施期間中、領域統括又は研究開発責任者を交代させることは可能ですか。

A34. やむをえない理由がある場合にのみ可能です。ただし、その際は JST に報告いただき、研究開発が続行可能かどうか審査を行います。

Q35. プロジェクトを途中で中止することはできますか。

A35. 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、幹事機関の都合により途中でプロジェクトを中止することはできません。幹事機関の都合により中止する場合、支出した委託研究開発費の返還を求める場合があります。なお、プロジェクト実施期間中、JST が研究開発の進捗状況、成果等を勘案し、研究開発の中止を判断することがあります。

Q36. プロジェクトの途中で、民間資金が不足する場合は、JST からの研究開発費も減額されますか。

A36. 年度途中で民間資金が不足する場合は、原則として、当年度において JST からの研究開発費は減額しませんが、その翌年度には、不足相当分の民間資金を増額して投入していただくか、又は、JST からの研究開発費を減額することとなります。ただし、最終年度においては、不足相当分の研究開発費を JST に返還していただきます。

（研究成果等の報告及び発表）

Q37. 研究開発成果等についてどのような報告書を作成するでしょうか。

A37. 毎年度、研究領域・共創コンソーシアム毎に実施報告書を提出していただく他、JST と委託研究開発契約を締結する大学等には経理関連の各報告書を提出していただきます。評価時には実績報告書を提出していただきます。

Q38. 成果の発表とは、具体的にどのようなことをするでしょうか。

A38. 本プログラムにより得られた成果は、知的財産の保護等、各研究領域が定める運営方針にご留意いただいた上で、国内外の学会、マスコミ等に広く公表する等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、プロジェクト実施期間又は終了後においても、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。

なお、新聞、図書、雑誌又は論文等による成果の発表に際しては、事前に JST へ連絡を行うとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

（その他）

Q39. 異業種とは、どのようなものになりますか。

A39. 原則として、総務省の「日本標準産業分類」の中分類が異なるものを異業種といたします。
総務省の「日本標準産業分類」は下記をご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

Q40. サービス業とはどのような業種を指していますか。

A40. ここでいうサービス業は、広義のサービス産業として、第三次産業を想定しています。

具体的には、総務省の「日本標準産業分類」の分類項目のうち、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）が該当します。

提案書様式

(様式 1) 提案書表紙

(様式 2) 提案書【基本情報】

(様式 3) 提案書【技術・システム革新シナリオ構想】

(様式 4) 提案書【資金計画】

(様式 5) 提案書【領域統括データ】

(様式 6) 提案書【民間企業に関する情報】

(様式 7) 提案書【他事業の受給・申請状況】

(様式 8) 提案書【特許リスト・論文リスト】

(様式 9) 提案書【倫理面への配慮】

(様式 10) 提案書【特殊用語等の説明】

※Word に記載のフォントは、「MS ゴシックの 10.5 ポイント」としてください。
※提出時には、青字による注釈及び例示はすべて削除してから提出してください。

(様式 1) 提案書表紙

2019 年○月○日

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成 殿

※必要に応じて、機関名記載欄・公印枠を追加してください。
※提案概要は、e-Rad の申請画面（「研究目的」、「研究概要」）へ、
このまま転記してください。

※原則として、押印版を PDF 化にし、提出期限までに e-Rad にて提出してください。押印版原本については、幹事機関にて保管してください。

なお、提出期限まで全ての参画機関の押印が困難な場合は、押印が済んだ分の提案書表紙の PDF 版を提出期限までの提出に含めていただき、全ての機関からの押印を済ませたものは 6 月 14 日（金）までに JST 共創プラットフォーム担当（opera@jst.go.jp）に提出してください。その際に、事前に JST までご報告ください。

(幹事機関)

(代表者名)

公印

(企業名 1)

(代表者名)

公印

(企業名 2)

(代表者名)

公印

(企業名 3)

(代表者名)

公印

研究成果展開事業 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム
オープンイノベーション機構連携型 提案書

(幹事機関名)、(企業名 1)、(企業名 2)、及び(企業名 3)では、研究成果展開事業産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムオープンイノベーション機構連携型の公募に対して、下記の通り申請するものであり、ここに書類を添えて提出いたします。

記

研究領域名：

提案概要：

※提案する研究領域による研究開発内容全体がわかるように 300 字以内でまとめてください。

※図、表の使用は不可です。

※採択された場合には、本内容を公開することがありますので、留意して記載してください。

(様式 2) 提案書【基本情報】

基本情報

※提案書は、公募要領に基づき作成してください。

※e-Rad 提出時には、青字による注釈及び例示はすべて削除してから提出してください。

※Word に記載のフォントサイズは 10.5 ポイントとしてください。

研究領域名称 (50 文字以内)	〇〇〇を目指した〇〇の解明と〇〇を生産するための基盤技術の創出 ※研究領域として達成目標を示す名称としてください。
---------------------	---

○提案者

1. 幹事機関

機関名称			
e-Rad 研究機関コード			
代表者 職名・氏名	学長 〇〇 〇〇		
領域統括 (PL) Project Leader	フリガナ		
	氏名		
	e-Rad 研究者番号		
	所属・役職		
	住所	※所属先の所在地	
	電話番号		
	電子メールアドレス		
プロジェクト担当組織	組織名称	※共創コンソーシアムの活動を幹事機関として主体的に支援する組織を記載してください。	
	組織責任者 氏名	※上記組織の責任者氏名	
	所属・役職	※上記組織責任者の所属・役職	
	住所	※上記組織の所在地	
事務担当者	氏名		
	所属・役職		
	住所	※所属先の所在地	
	電話番号		
	電子メールアドレス		

※幹事機関以外の大学等が参画されない場合は、「参画なし」と記載してください。

2. 大学等

1	機関名称			
	代表者 職名・氏名			
	研究開発責任者	氏名		
		所属・役職		
2	機関名称			
	代表者 職名・氏名			

	研究開発責任者	氏名	
		所属・役職	
3	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	研究開発責任者	氏名	
		所属・役職	

※ 必要に応じて表を増減してください。

3. 民間企業

1	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	実施責任者	氏名	※本プロジェクトを担当する責任者氏名
		所属・役職	※上記責任者の所属・役職
2	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	実施責任者	氏名	
		所属・役職	
3	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	実施責任者	氏名	
		所属・役職	
4	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	実施責任者	氏名	
		所属・役職	
5	機関名称		
	代表者 職名・氏名		
	実施責任者	氏名	
		所属・役職	

※ 必要に応じて表を増減してください。

○特記事項

※ 「領域統括に係る機関」を参画機関とする場合、または「JST の出資先企業」を参画機関とする場合は、特記事項として記載してください。

○予定の機関

※ 提出時に調整中の大学等や民間企業がある場合には以下のように記載してください。

大学等：

※ 機関名称、学部等組織名称、責任者氏名・役職を記載してください。

○○大学 ○○学部 教授 ○○ ○○

□□研究所 □□部門 部門長 □□ □□

民間企業：

※ 機関名称を記載してください。機関名称を記載できない場合は、「電機メーカーA」や「食

品系会社B」などでも結構です。

株式会社〇〇

電機メーカーA

(様式 3) 提案書【技術・システム革新シナリオ構想】

技術・システム革新シナリオ構想

1. 研究領域概要

研究領域名称				
領域統括 (PL) Project Leader	氏氏 名名 ○○大学 ○○研究科 教授			
共創コンソーシアム名称	※研究領域を連想させる名称としてください。(20 文字以内) 想定：(研究領域名称の略称) 共創コンソーシアム			
実施期間	2019 年度開始 ～ 2024 年 3 月末日 終了予定 (最長 5 年度)			
研究開発資金 (間接経費含む)	(単位：百万円)			
		2019 年度	計 5 年度	
	(JST)	研究開発費	0, 00	0, 00
		調査推進費	0, 00	0, 00
		委託研究開発費	0, 00	0, 00
		合計		
	(民間)	共同研究費	0, 00	0, 00
		リソース提供	0, 00	0, 00
		民間資金総額	0, 00	0, 00
		総 額	0, 000	0, 00
JST からの委託研究開発費の 5 年度の合計は最大 490 百万円になります。 ※間接経費を含みます。 ※民間資金については提案時の予定としてください。				
幹事機関	○○大学			
大学等	○○大学、国立研究開発法人○○研究所、○○高等専門学校 ※参画がない場合は、「参画なし」と記載してください。			
民間企業	株式会社 AA、株式会社 BB、CC 株式会社			
提案概要	※提案書表紙 (様式 1) に記載の提案概要と同一の内容としてください。			

2. 技術・システム革新シナリオ

- ※ 作成にあたり、公募要領「第 1 章 3. 3－1. 技術・システム革新シナリオ」の項目を必ず確認してください。
- ※ 本プログラムで取組む研究領域が、オープンイノベーション機構が推進する競争領域の研究開発プロジェクトと研究内容においてどのような関連性があるか、具体的に記載してください。
- ※ プロジェクト終了時まで、どのような競争領域の研究開発プロジェクトに発展させるか、具体的に記載して下さい。
(図表を含めて 2 ページ以内を目安として下さい)

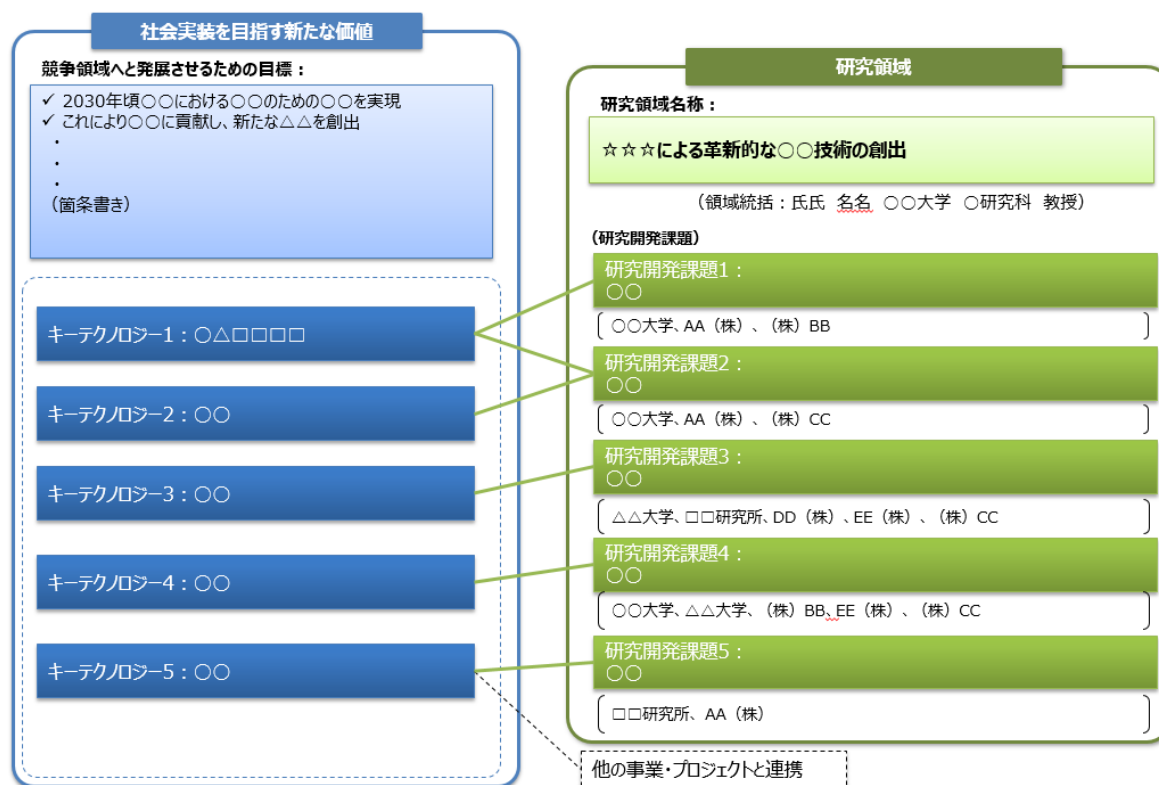
3. 研究領域、キーテクノロジーおよび研究開発課題の設定

- ※ 技術・システム革新シナリオの実現に不可欠なキーテクノロジーをについて記載してください。
- ※ キーテクノロジーを実現するために本プロジェクトで取り組む研究領域（研究開発課題の編成）を設定してください。
- ※ 民間企業と大学等の共同による企画・提案をお願いします。

(1) 研究領域構成図

- ※ シナリオの概要、キーテクノロジー及びキーテクノロジーを実現するために本プロジェクトで取り組む研究領域（研究開発課題群）を含めた構成図を作成してください。（1 ページ以内）
e-Rad では別途【様式 3（別紙）】（※パワーポイント形式）として提出してください。

【研究領域構成図】幹事機関：〇〇大学



(2) キーテクノロジー

※ キーテクノロジー毎に1ページ以内で作成してください。

① キーテクノロジー1：〇〇〇〇の確立

・達成すべき目標

※キーテクノロジーの内容と実現を目指す具体的な目標及び実現する時期について記載してください。

・キーテクノロジー設定の背景

※国内外の研究開発動向・ビジネス動向、関連業界の技術戦略を踏まえて検討し、本キーテクノロジーを設定した経緯・根拠を示してください。

※シナリオの実現にこのキーテクノロジーがどのように寄与するのか、何を実現するのに不可欠であるのか、参画する民間企業の期待とともに、簡潔に記載してください。

・目標を達成するために必要な方策

※上記目標を達成するために解決すべき技術的課題・問題点について抽出し、克服可能とする必要な方策について記載してください。

② キーテクノロジー2：〇〇〇〇の〇〇

・達成すべき目標

・キーテクノロジー設定の背景

・目標を達成するために必要な方策

※ キーテクノロジーの数に応じて追加してください。

(3) 研究開発課題

※ 研究開発課題毎に2ページ以内で作成してください。

① 研究開発課題1：○○○○

- ・ 研究開発代表者：氏氏 名名（○○大学 ○○研究科 教授）
- ・ 共同研究機関：○○大学、AA（株）、BB（株）、（株）CC（調整中）
- ・ 課題1の研究費[単位：千円]

内容 \ 年度	2019 年度	5 年度合計
民間資金（共同研究費等）※	000,000	000,000
民間資金（リソース提供）※	000,000	000,000
マッチングファンド申請額（JST 研究開発費※）	000,000	000,000
合計（X+Y）	000,000	000,000

※ 間接経費を含む

- ・ 研究開発課題を始めるにあたっての現状：

※これまでの研究開発でどこまで達成できているか（現状の技術レベル）を定量的に記載してください。

※以下についての準備状況を国内外の研究開発動向を含め記載してください。

- ・ 技術的課題およびその難易度と実現可能性の把握
- ・ 社会実装にあたっての課題の把握
- ・ 従来技術や既存知的財産権の確認による、本提案創出技術の相違点・優位性の把握

- ・ 研究開発計画の概要：

※以下の観点を含めて、どのような研究開発をいつ実施させるのか、箇条書きで記載してください。また、適切にマイルストーン（時期・内容等）を設定し、かつ定量的な進捗スケジュールを以下の項目「(4) 研究開発予定表」に記載してください。

- ・ プロジェクト終了時に達成すべき定量的目標
- ・ 技術的課題へのアプローチ
- ・ 社会実装にあたっての課題へのアプローチ

② 研究開発課題2：○○○○

- ・ 研究開発代表者：
- ・ 共同研究機関：
- ・ 課題2の研究費[単位：千円]

内容 \ 年度	2019 年度	5 年度合計
民間資金（共同研究費等）※	000,000	000,000
民間資金（リソース提供）※	000,000	000,000
マッチングファンド申請額（JST 研究開発費※）	000,000	000,000

合計 (X+Y)	000, 000	000, 000
----------	----------	----------

※ 間接経費を含む

- ・ 研究開発課題を始めるにあたっての現状：
- ・ 研究開発計画の概要：

③ 研究開発課題 3：〇〇

④ 研究開発課題 4（調整中）：〇〇

※ 調整中の研究開発課題についても、可能な範囲で記載してください。

※ 機関名称を記載できない場合は、「電機メーカーA」や「食品系会社B」などでも結構です。その際に研究開発の予定期間及び予定金額を可能な範囲で記載してください。

※研究開発課題の数に応じて項目を追加してください。

(4) 研究開発予定表

① 研究開発実施予定表

研究開発課題	課題の目標	担当機関	2019 年 度	2020 年 度	2021 年 度	2022 年 度	2023 年 度
課題 1 ● ● ● ●	各研究開発課題のプロジェクト終了時に達成すべき目標の内容を定量的に記載してください。	〇〇大学 〇〇研究所 (株)AA (株)BB	● →	◆MS1-1 ● →			◆MS1-2
課題 2 ● ● ● ●		〇〇大学 (株)AA (株)BB	● →	→	◆MS2-1 ● →		◆MS2-2
課題 3 ● ● ● ●		〇〇大学 (株)AA (株)BB	● →	→	◆MS3-1 ● →	→	◆MS3-2 ◆MS3-3
...							

※ マイルストーン (MS1-1、MS1-2、・・・)

- ・ 研究開発課題毎に 1 箇所以上は設定してください。
- ・ 課題別に時系列順で MS1、MS1-2、・・・としてください。

② マイルストーンの内容

課題番号	MS番号	達成時期	内容
課題 1	MS1-1	2020 2Q	〇〇条件下において△△の値を□□以上とする。
課題 1	MS1-2	2024 2Q	
課題 2	MS2-1	2021 1Q	
	MS2-2	2024 3Q	
課題 3	MS3-1	2020 3Q	
	MS3-3	2024 4Q	
...	...		

※ 時期は四半期程度の目安としてください。

※ なお、研究開発の進捗状況、国内外の研究開発動向に応じて変更することは可能とします。

4. 共創コンソーシアム

(1) 共創コンソーシアムの体制

※ 幹事機関のプロジェクト担当組織・主な協力組織、主な運営部門、参画する大学等・民間企業名称と研究開発に携わる部門及び責任者名、委員会組織等とその役割を記載してください。

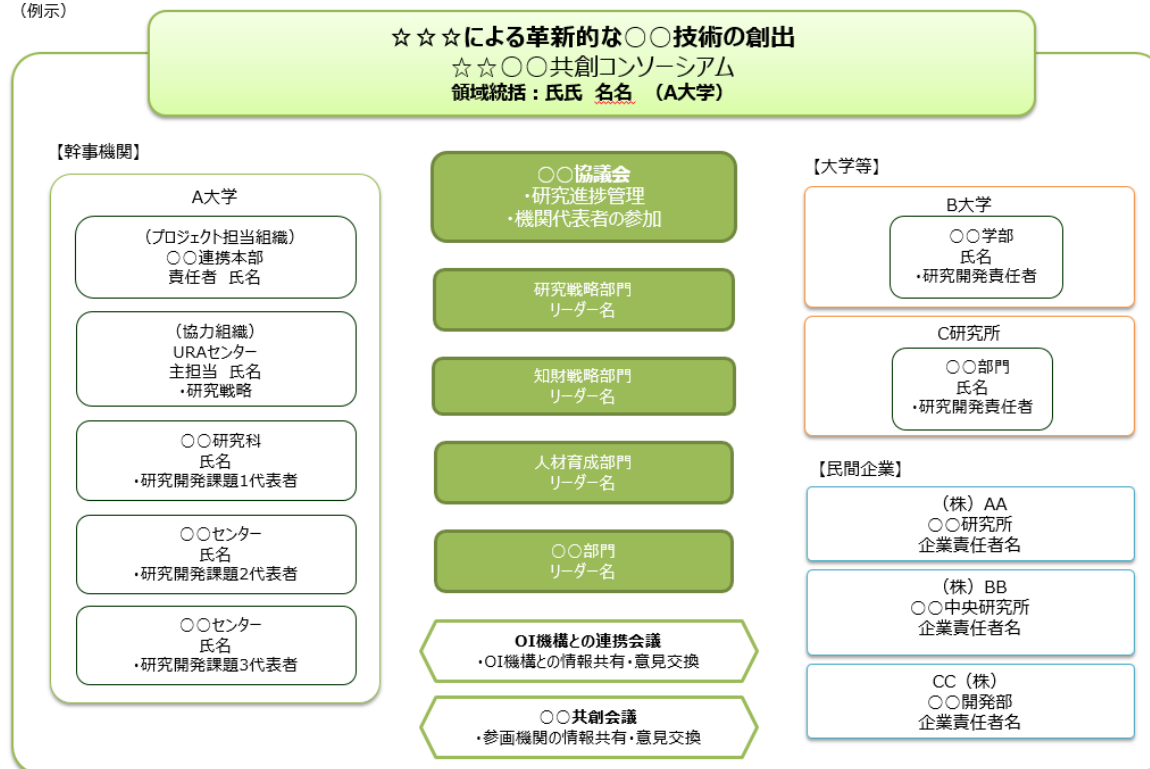
体制図は、e-Rad では別途【様式3（別紙）】として提出してください。

※ 本体制は提案時の構想であり、実施期間中の変更は適宜可能です。

（例）

【共創コンソーシアム体制図】

（例示）



〇〇協議会

- ・ 〇〇のための委員会
- ・ 〇〇が参加

研究戦略部門

- ・ 〇〇を実施
- ・

知財戦略部門

- ・
- ・

人材育成部門

- ・
- ・

オープンイノベーション機構との連携会議

- ・ ○○のための委員会
- ・ ○○が参加

【活動状況の共有の仕組みについての方針】

- ※ 会議体の定期開催、グループウェアの利用等、共創コンソーシアムの活動状況を参画機関の間で共有する仕組みについての計画を記載してください。

【機器・施設の利用計画・共用計画等】

- ※ 参画機関の機器・施設を利用・共用する予定があれば、こちらに利用・共用計画等の詳細を記載してください。

- ※ 以下、(2) ～ (5) について5 ページ以内で記載してください。
- ※ (2) ～ (4) においては、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(以下、ガイドラインという。)[【http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380114.htm】](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380114.htm)の内容を踏まえて、大学の現在の取組状況および本プロジェクトでの取組予定、全体目標をそれぞれの項目に記載してください。
- ※ いずれも、実施期間中に適宜変更可能です。

(2) 産学共同研究における費用負担の適正化・管理業務の高度化

- ※ 大学等の民間資金の受け入れにおいて、現在の費用負担状況、及びこれから取り組む具体的な費用負担の計画(教員及び学生等の人件費の算定方法や間接経費を含めた共同研究に必要なとなる経費の算定方法を含む。)について記載してください。

【これまでの取組状況】

【本プロジェクトでの新たな取組予定、目標】

(3) 共創コンソーシアムにおける知的財産の取扱いルールの方針

- ※ ガイドライン「3.(3)(3-1)知的財産の活用に向けたマネジメント強化」に基づき、非競争領域・競争領域の研究開発特性を踏まえ、民間企業が参画することへの価値を提供できる知的財産の取扱いルールを策定してください。なお、提案時には、以下の事項を踏まえ、参画機関間で共有されている実施方針について記載してください。

- ・プロジェクト実施期間中の取扱い方針
- ・プロジェクト終了後の取扱い方針

(例)

- ✓ フォアグラウンド IP(プロジェクトの実施により得られた知的財産権)の共創コンソーシアム内での無償を含む低廉実施又は期間や範囲を定めた優先実施等のルール
- ✓ 不実施補償を求めないことを含む共有特許の柔軟性ある取扱いルール
- ✓ バックグラウンド IP(プロジェクト開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後に本プロジェクトとは関係なく取得した知的財産権)の本プロジェクトでの研究開発の推進を目的とした範囲における、プロジェクト期間中の無償実施等のルール
- ✓ 特許の帰属先(幹事機関への集約か参画企業との共有か等)と、それに応じたライセンス方法や、関連経費の負担方法についての選択肢
- ✓ 基本特許およびそれを中心とする特許群ごとに、展開先分野を切り分けてライセンスをする等の仕組み
- ✓ 共創コンソーシアムに参画する大学等の知的財産ポリシーの統一化と、各大学等自身の知的財産ポリシーとの整合性の確保

【これまでの取組状況】

【本プロジェクトでの新たな取組予定、目標】

(4) 人材育成についての方針

- ※ 学生を含む若手が主体性をもって研究開発に参画し、学術論文の発表を可能とする産学共同のルール、営業秘密管理や知財管理における学生の研究者としての扱い、優秀な学生等の参画を促すためのインセンティブ（格別な経済的報酬等）等の構想
- ※ 参画した学生の就職先の自由度を確保する仕組み 等
- ※ 学位論文の作成・発表を可能とするなど、学位プログラムと連動した人材育成システム構築の構想を提案する場合は、その内容を記載してください。また、文部科学省の卓越大学院プログラムとの連携を予定している場合は、その連携の概要についても記載してください。
- ※ 上記の提案をする場合は、学位論文の作成・発表を可能とすることを示す根拠資料（共創コンソーシアム規約、大学等と民間企業との合意文書、人材育成システムの構築に時間がかかる場合はその計画書等）を、プロジェクト開始後3ヶ月以内を目処に、そのコピーをJSTに提出していただきます。提出していただいたコピーはJST内で管理し、非公開とします。

【これまでの取組状況】

【本プロジェクトでの新たな取組予定、目標】

(5) 機関連携・協力体制および参画機関の管理方針について

- ※ 参画する大学等及び民間企業による組織横断的なチーム編成を可能とするクロスアポイントメント制度導入の有無やその概要、人材交流の仕組み等
- ※ 新たな民間企業及び大学等をプロジェクトに呼び込むためのプロモーション活動及び参画機関の中途脱退を想定した参画機関の管理方針等を記載して下さい。

5. プロジェクト全体（5 年度）の終了後における取組について

- ※ プロジェクト終了後においても、オープンイノベーション機構と一体となったオープンイノベーション促進システムを推進する構想について記載してください。（図表を含めて 1 ページ以内）
- ※ 実施期間中は、適宜変更可能です。

6. 大学の運営方針と本プログラムとの整合性

- ※ 本プログラムへの提案が、幹事機関となる大学の中長期的な構想においてどの様に位置付けられているのかを記載してください。(図表を含めて1ページ以内)
- ※ 提案内容が大学の中長期的な構想と整合性がある場合は、本プログラムの政策効果が高まる可能性を加味して積極的に考慮いたします。

7. 参加者一覧

※ 参加者リスト A および B に同一の人物を重複に記載してないでください。

7.1 参加者リスト A

領域統括、共創コンソーシアム担当（部門責任者レベル）、研究開発責任者、研究開発課題代表者

区分	機関名		
氏名	部署 役職	プロジェクトでの役割	エフォート※
幹事機関	〇〇大学		
氏氏 名名	〇〇研究科 教授	領域統括 研究開発課題 1, 3, 5 代表者	〇%
〇〇 〇〇		共創コンソーシアム 知財戦略リーダー	〇%
		共創コンソーシアム 研究戦略リーダー	〇%
		共創コンソーシアム 人材育成リーダー	〇%
		研究開発課題 1 代表者	〇%
□□ □□	〇〇学部 教授	研究開発課題 2 代表者	〇%
		研究開発課題 3 代表者	〇%
		研究開発課題 4 代表者	〇%
大学等	□□□大学		
氏氏 名名	〇〇研究科 教授	研究開発責任者 研究開発課題 5 代表者 【クロスアポイントメント等】	〇%

7.2 参加者リスト B

各研究開発課題に参加する主たる研究者、企業責任者等

※ ポスドク、学生等未定の場合は、想定人数を記載してください。

区分	機関名		
氏名	部署 役職	プロジェクトでの役割	エフォート※
大学等	〇〇大学		
氏氏 名名	〇〇研究科 教授	研究開発課題 1, 2 担当者	〇%
〇〇 〇〇	〇〇センター 准教授	研究開発課題 1 担当者 【クロスアポイントメント等】	〇%

学生 RA	博士課程 2 名予定 (〇月頃)	研究開発課題 1 担当者【民間資金】、RA	〇%
氏氏 名名	博士課程 1 名予定 (〇月頃)	研究開発課題 2 担当者【民間資金】、RA	〇%
大学等	〇〇研究所		
氏氏 名名	〇〇部門 研究員	研究開発課題 2 担当者	〇%
〇〇 〇〇	〇〇部門 研究員	研究開発課題 5 担当者	〇%
民間企業	株式会社 AA		
〇〇 〇〇	〇〇研究所 所長	企業責任者 研究開発課題 3 担当者	〇%
民間企業	株式会社 BB		
〇〇 〇〇	〇〇〇〇 主任研究員	企業責任者 研究開発課題 4 担当者	〇%

- ※ 「エフォート」は、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」となります。なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれます。
- ※ 【民間資金】で RA として雇用される者は、「プロジェクトでの役割」欄に、【民間資金】、RA と記載してください。
- ※ クロスアポイントメント制度等を用いた参加者は、そのことが分かるよう、「プロジェクトでの役割」欄に【クロスアポイントメント】等と記載してください。

(様式 4) 提案書【資金計画】

資金計画

1. 全体資金計画

※ 研究開発費、調査推進費、委託研究開発費、民間資金総額は直接経費、間接経費の合計金額を指します。

[単位：千円]

内容 \ 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	合計
研究開発費 (a)	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
調査推進費 (b)	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000
委託研究開発費 合計 (X) = (a) + (b)	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
民間資金総額 (Y)	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
合計 (X+Y)	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000

※ 民間資金総額 (Y) は、研究開発費 (a) と同額以上である必要があります。

※ 研究開発費 (a) の上限は、採択年度に 80 百万円、翌事業年度から 90 百万円／年度（間接経費含む）の予定です。

※ 調査推進費 (b) は、10 百万円／年度（間接経費含む）の予定です。

2. 大学等機関別の研究開発費

※ 幹事機関以外の大学等が参画されない場合は、幹事機関のみ記載してください。

[単位：千円]

内容 \ 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	合計
〇〇大学	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000
□□研究所	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000
...	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000	00,000
合計 (a)	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000

※ 必要に応じて行を増減してください。

※ 各機関の研究開発費は、直接経費、間接経費の合計としてください。

※ 合計 (a) は上記、全体資金計画表の研究開発費 (a) と同額としてください。

○購入予定の主要設備（大学等の名前、機器名、概算価格、調達時期）

- ・ 〇〇大学 ～測定装置（15,000 千円、2019 年度）
- ・ 〇〇研究所 ～測定装置（10,000 千円、2020 年度）

○人件費支出予定（大学等の名前、種別、人数、金額、期間）

- ・ 〇〇大学 ポスドク（2 名、40,000 千円、2020～2023 年度）
- RA（1 名、3,000 千円、2019）

3. 民間資金

[単位：千円] 上段：共同研究費等 下段：リソース提供

内容 \ 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	合計
(株) ○○○	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
(株) □□□		000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
		000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
△△△△△△ (株)		000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
		000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
○○ (株) (調整中)			000,000	000,000	000,000	000,000
			000,000	000,000	000,000	000,000
...		000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
		000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
合計 (Y)	000,000	00,000	000,000	000,000	00,000	00,000
	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000

※ 民間資金総額 (Y) は、「1. 全体資金計画表」の民間資金総額 (Y) と同じ額です。

※ 調整中の企業がある場合は、(調整中) と記載してください。

○主なリソース提供 (名称・件名、概算価格、執行・調達予定時期、提供企業)

物品費：

- ・～測定装置 (15,000 千円、2019 年度、(株) ○○○)

人件費：

- ・自社内研究開発要員 ○人 (○○千円、2019～2021 年度、(株) ○○○)

(様式 5) 提案書【領域統括データ】

領域統括データ

※ 本記載は 1 ページ以内で作成してください。

氏名		生年月日	19yy 年 00 月 00 日	性別	男・女
所属機関 部署・役職	幹事機関名 〇〇研究科 教授				
最終学歴	19yy 年〇月 〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇課程 修了				
専門分野					
本提案に関する研究 開発の経歴					
過去の産学 共同研究開 発の実績	※【他事業の受給・申請状況】以外の、国、独立行政法人、公益法人等の助成金に依らない産学共同研究の実績がありましたら記載してください（直近の一例で結構です。） （記載例） 研究期間：2013 年 5 月～2017 年 3 月 共同研究企業：〇〇株式会社（秘密保持等で明示できない場合には「A 社」でも結構です。） 企業側研究費（研究期間総額）：2,000 万円				

(様式 6) 提案書【民間企業に関する情報】

民間企業に関する情報

- ※ 提案者となる各民間企業については、以下のとおり概要を記載してください。大学等については不要です。
- ※ 1社あたり1ページ以内で作成してください。
- ※ 項目①～⑫については、企業ホームページに記載がある場合に限り、記載の省略が可能です。
- ※ 適宜ページを追加してください。
- ※ 業種、研究開発分野は、公募要領の「企業の業種表及び研究開発分野表」より主な1つをご記入ください。
- ※ プロジェクト実施期間中に新たに参画する民間企業についても同様に提出していただきます。

2019 年 00 月 00 日 現在			
企業名	株式会社 ○○○○		
ホームページ（企業情報のページ）	https://		
①設立年月	0000 年 0 月	上場	有(0000 年 00 月)・無
②本社所在地	○○県○○市○○町○丁目○番○号		
③工場	本社工場（○○市）、□□工場（□□市）		
④研究所	中央研究所（○○市）、□□研究所（□□市）		
⑤代表者名	代表取締役 ○○○○		
⑥役員数	00 人	(	00 人[技術系役員])
⑦社員数	0,000 人	(	0,000 人[研究開発要員])
⑧資本金	0,000 百万円		
⑨主要株主	○○○○ (%)、□□□□ (%)、△△△△ (%)		
⑩主要取引銀行	○○銀行△△支店、□□銀行▽▽支店		
⑪主要関係会社	株式会社 ○○○○（販売会社）		
⑫事業内容	○○○○、□□□□の製造及び販売、△△△△の受託研究開発		
JST 等との関係	JST 又は官公庁、独立行政法人、公益法人等から受託研究、補助金等の実績があれば、主なものについて記入してください。（配分機関、事業・制度名、実施期間等）		
本プロジェクトに関連する研究開発能力	業種	業種表から選択（主な1つ）	研究開発分野 研究開発分野表から選択（主な1つ）
	記入例） □□研究所、▽▽(株)とも協力関係を築いており、本年度も☆☆☆☆の研究開発を実施している。（…等、研究開発の実施能力を示す事柄を記述してください。）		
本プロジェクトに関連する研究開発実績	記入例） 平成☆年、独自に○○○○を開発し製造販売している。また、◎◎◎◎について□□大学△△教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。（…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。）		

(様式 7) 提案書【他事業の受給・申請状況】

他事業の受給・申請状況

※ 領域統括、研究開発課題代表者及び研究開発責任者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記載してください。

※ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

＜ご注意＞

※ 現在申請中・申請予定の研究助成等について、本提案の選考中にその採否等が判明するなど、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、本公募のお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。

1. 領域統括

制度名	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究 期間 (開始年月～ 終了年月)	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費(期間全体) (2) " (2019 年度予定) (3) " (2020 年度予定) (4) " (2021 年度予定)	エフォート
		2016.10 ～ 2020.9	代表	(1) 125,000 千円 (2) 25,000 千円 (3) 25,000 千円 (4) 0 千円	% % % %
※ 現在受けている、または採択が決定している助成等について、本人受給研究費(期間全体)が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「制度名」の欄に「(申請中)」などと明記してください)。 ※ 「役割」は、代表または分担等を記載してください。 ※ 「本人受給研究費」は、<u>ご本人が受給している金額(直接経費)</u>を記載してください。 ※ 「エフォート」は、当該研究者の「全仕事時間」に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合となります。なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれます。 ※ 申請中のものは採択された場合のエフォートを記載してください。 ※ 必要に応じて行を増減してください。					

2. 研究開発課題代表者①：氏名

制度名	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究 期間 (開始年月～ 終了年月)	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費(期間全体) (2) " (2019 年度予定) (3) " (2020 年度予定) (4) " (2021 年度予定)	エフォート
		～	分担	(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %
				(1) 千円	%

		～	(2)	千円	%
			(3)	千円	%
			(4)	千円	%

3. 研究開発課題代表者②：氏名

制度名	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究 期間 (開始年月～ 終了年月)	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費(期間全体) (2) " (2019 年度予定) (3) " (2020 年度予定) (4) " (2021 年度予定)	エフォート
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %

4. 研究開発責任者：氏名

制度名	研究開発課題名 (代表者氏名)	研究 期間 (開始年月～ 終了年月)	役割 (代表/分担)	(1)本人受給研究費(期間全体) (2) " (2019 年度予定) (3) " (2020 年度予定) (4) " (2021 年度予定)	エフォート
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %
		～		(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	% % % %

※ 必要に応じて、表を増減してください。

(様式 8) 提案書【特許リスト・論文リスト】

特許リスト

※ 本提案と関連する研究開発成果として特許（本提案の参加者が発明者になっている特許に限る）が含まれる場合は、重要な順に 5 件以内を、以下について記載してください。

※ 必要に応じて表を追加してください。

○出願特許 1

①発明の名称	
②出願番号・特許番号	
③出願日	
④発明者（全員記載のこと）	
⑤出願人（全員記載のこと）	
⑥実施・実施許諾の状況	
⑦PCT 出願・海外出願の有無	
⑧分類 ※1	A：新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許
⑨競合・類似技術の状況 （200 字以内でまとめてください）	※「競合・類似技術は存在しない」、「これまでにない初めての技術」等のコメントは不可。必ず、他の技術と比較しコメントを記載してください。
⑩競合・類似技術に対する優位性 （200 字以内でまとめてください）	※必ず、他の技術と比較し優位性に関するコメントを記載してください。
⑪技術・システム革新シナリオへの寄与 （200 字以内でまとめてください）	※シナリオで設定する競争領域へと発展させるための目標やキーテクノロジーとの関連性について記載してください。

※1 以下に該当する内容を 1 つだけ記載してください。

A：新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許

B：機能性新規物質についての研究成果に係わる特許

C：新規プロセス・方法に関する研究成果に係わる特許

D：新規メカニズム・システムに関する研究成果に係わる特許

論文リスト

※ 本提案と関連する論文等（本提案の参加者が著者になっている論文に限る）がある場合は、重要な順に 5 件以内を、以下について記載してください。

1	タイトル：	
	掲載先：	
	著者名：	
※200 字以内で概要を記載してください。		
2	タイトル：	
	掲載先：	
	著者名：	
3	タイトル：	
	掲載先：	
	著者名：	
4	タイトル：	
	掲載先：	
	著者名：	
5	タイトル：	
	掲載先：	
	著者名：	

(様式 9) 提案書【倫理面への配慮】

倫理面への配慮

※ 組換えDNA実験、遺伝子治療臨床研究、特定胚を取り扱う研究、ヒトES細胞の研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、疫学研究、臨床研究に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。

以下の事項について 1 ページで記入してください。

- (1) 提案する研究領域の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じるべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。
- (2) 動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。

※ 該当がない場合も、その旨を記入してください。

(様式 10) 提案書【特殊用語等の説明】

特殊用語等の説明

用語	説明
	※提案書で使用している業界用語、専門用語及び略語等の特殊用語のうち、研究開発を総合的に把握するうえで必要と思われる用語について、わかりやすく簡単に解説を記入してください。 ※必要に応じて行を追加してください。

企業の業種表及び研究開発分野表

(本表は削除して e-Rad へ申請書をアップロードしてください)

業種	研究開発分野	
食料品	電子部品・デバイス・電子回路分野	医療福祉・介護分野
繊維製品	コンピュータ分野	健康分野
パルプ・紙	ネットワーク分野	生物機能活用技術分野
化学	ユーザビリティ分野	計測・分析分野(ソフトを含む)
医薬品	ソフトウェア分野	センサ分野
石油・石炭製品	その他電子・情報通信	光デバイス分野
ゴム製品	エネルギー分野(エネルギー効率の向上、燃料多様化、新エネルギー、化石燃料等)	プラズマ・放電分野
ガラス・土石製品	超電導技術分野	振動・音響分野
鉄鋼	CO2 固定化・有効利用分野	その他応用物理
非鉄製品	脱フロン対策分野	飲食料品・たばこ分野
金属製品	3R・廃棄物処理分野	繊維・衣服・その他の繊維製品分野
機械	化学物質総合評価管理分野	家具・装備品分野
電気機器	ナノテクノロジー・高機能部材分野(グリーンサステイナブルケミストリーを含む)	パルプ、紙、紙加工品分野
輸送用機器	ロボット分野	印刷・同関連分野
精密機器	設計・製造・加工分野	化学工業分野(石油製品、石炭製品、プラスチック製品を含む)
その他製品	航空機分野	ゴム製品分野
水産・農林・鉱業	宇宙分野	なめし皮・同製品・毛皮分野
建設業	人間生活技術分野	窯業・土石製品分野
エネルギー供給業	サービス工学分野	金属材料・金属加工・金属製品分野
陸海空運業	コンテンツ分野	香料・化粧品分野
情報・通信業	建築・土木構造・設計分野	汎用機械器具分野
卸売業・小売業	建築・土木材料分野	生産用機械器具分野
金融業	建設施工分野	電気機械器具分野
不動産業	都市・交通	運送用機械器具
サービス業	その他建設・土木	その他製造業
個人	創薬・診断薬分野	農業、林業、漁業、水産養殖業
その他	診断機器・治療機器・医用材料分野	鉱業、採石業、砂利採取業
	再生医療分野	その他